

## 第一百六十六回

## 参議院厚生労働委員会会議録 第十五号

平成十九年四月二十六日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

山本 保君

風間 親君

福島みづほ君

小池 晃君

四月二十六日

辞任

岡崎トミ子君

風間 親君

郡司 彰君

柳澤 伯夫君

風間 親君

福島みづほ君

小池 晃君

風間 親君

福島みづほ君

副大臣 国務大臣 厚生労働大臣

厚生労働副大臣 武見 敬三君

厚生労働副大臣 武見 敬三君

副大臣 国務大臣 厚生労働大臣

厚生労働副大臣 武見 敬三君

厚生労働副大臣 武見 敬三君

大臣政務官 務官

厚生労働大臣政 菅原 一秀君

厚生労働大臣政 菅原 一秀君

大臣政務官 務官

厚生労働大臣政 菅原 一秀君

厚生労働大臣政 菅原 一秀君

事務局側 常任委員会専門員

松田 茂敬君

松田 茂敬君

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○委員長(鶴保庸介君)

○委員長(鶴保庸介君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

と混乱がありましたけれども、まあそれはそれといたしまして、大臣は昨日の参考人質疑には出席をしておりませんが、参考人の意見陳述あるいは委員のやり取りについては事務方から報告を受けられているというふうに思うわけでございます。  
 そこで、お尋ねをいたします。  
 これまでの二日間の委員会審議を経て、本法案について、何が良くて何が大きな問題であるかとされつつあるのではないかというふうに考えるわざでございますが、その点、柳澤大臣自身はどのようにお考えでしょうか。  
 ○國務大臣(柳澤伯夫君) ただいま津田委員の御指摘のように、これまで二日間にわたりまして委員会の審議をお願いいたしてまいりました。この間、非常に高い立場からの御意見をちょうだいいたしましたと同時に、現場をよくごらんになつたいたいでいるそういう立場からもまたいろいろな御意見をちょうだいして、私ども大いに参考にさせていただこうという気持ちでおる次第でござります。  
 そういう中で、何がいいかということと同時に何が問題かという両面からの御質疑をいただきましたけれども、私いたしましては、今回お願いをしておりますこの法案の眼目であります、多様化、高度化する国民のニーズ的確に対応できる質の高い人材を養成して、そして質の高いサービスを提供できるというような仕組みを整えようとしているということにつきましては、私ども、御理解をいただいているのではないか、もとより、そうしたこと今問題になつていて改善とどういうふうにつながつていくかということについていろいろな手立てが必要だという御指摘をいただいておりますが、基本的には資質の向上ということは必要だという意味で御理解を賜つてい

るのではないか、このように考えます。

他方、この改正案におきまして、私ども、国際的な協定からやむを得ない措置として准介護福祉士という仕組みを入れさせていただいているわけですが、それではありますけれども、この点につきましては、せつかく資質の向上ということで一元的な国家試験の下での介護福祉士資格の取得ということを志しながら、他方でこうした特別な立場の人を認めざいます。

○津田弥太郎君 そういうことは将来にいろいろな悪い影響を引き起こすのではないか、こういう御懸念からする御指摘もいたいたと、いうふうに考えておる次第でござります。

○津田弥太郎君 そうです。そこが問題なんですね。つまり、大きな問題点というのはこの准介護福祉士ということであります。

そこで、今回の改正に当たり、平成十八年一月に社会・援護局長の私の懇談会が設置され、八回にわたる検討を行った結果、報告書が取りまとめられたわけであります。この報告書を踏まえ、社会保障審議会福祉部会において、平成十八年九月以降四回にわたり審議を行い、十二月十二日に介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見という形で取りまとめが行われたところであります。

そこで、改めてお尋ねをするわけですが、十二月十二日の取りまとめまでの過程で今回の法案に盛り込まれております准介護福祉士の話は厚労省から説明をされていたのでしょうか。

○政府参考人(中村秀一君) お答え申し上げます。

准介護福祉士の仕組みは、昨年十一月に社会保障審議会福部会において取りまとめられた意見書を踏まえ、法案を作成する段階において、養成施設の卒業者も新たに国家試験を受験する仕組みとする改正を今国会で行うため、現行制度を前提としているフィリピンとの間の経済連携協定との整合にも配慮しつつ盛り込まれたものではないか、この点につきましては、せつかく資質の向上ということで一元的な国家試験の下での介護福祉士資格の取得ということを志すのではなく、他方でこうした特別な立場の人を認めざるということは将来にいろいろな悪い影響を引き起こすのではないか、この点につきましては、准介護福祉士については、フィリピンとの協定が絶対になかったという理解でよろしいでござります。

を厚生労働省から御説明したことはございません。

○津田弥太郎君 それでは確認いたします。

准介護福祉士に於ては、フィリピンとの協定がなければ改正案にその語句が盛り込まれること

がなければ改正案にその語句が盛り込まれること

は絶対になかったという理解でよろしいでござります。

○政府参考人(中村秀一君) 准介護福祉士の仕組みは、養成施設の卒業者も新たに国家試験を受験する仕組みとする改正を今国会で行うため、現行制度を前提としているフィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保することがこの仕組みであり、協定の整合を確保することがこの仕組みを検討するに至った直接の契機でございます。

○津田弥太郎君 分かりました。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 私たち民主党では、そのような准介護福祉士の創設については極めて問題があるという認識の下で与党との間で法案に対する修正案の検討を行つてまいりましたが、このほどその合意がなされたところであります。既に大臣はその内容について御存じだと思つんですが、御存じですね。

○國務大臣(柳澤伯夫君) はい。

○津田弥太郎君 簡潔に、この修正案についてどういう御感想をお持ちか、お答えください。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 准看護師制度に、看護

福士制度につきましては、先ほども私、御答弁申し上げましたとおり、いろいろな角度からの御

議論が行われて、こうしたことを置くのは、せつ

かくの今回の資質の向上ということと本当にそぐ

うのか、また将来に禍根を残さないか、こういう

ようなことを指摘をされたわけでござります。

それに関しまして、今回、法律案の修正とい

う形でこれへの手当てをいただいたと、いうことでございまして、私ども、もしそのような修正案が行

われ、修正案が成立をするということになりまし

ままで、意見書の取りまとめに至る審議過程で審

議会に対しましてこの准介護福祉士という改正案

祉士ね、介護福祉士。

今は修正案の話であります、また、法案に対する附帯決議につきましても、各党間で協議を重ね、参議院厚生労働委員会の総意としてまとまり

か。この中に、准介護福祉士の仕組みについての項目が予定をされているわけでございますが、その内容については、大臣、御存じでしょうか。簡潔

につつ今あります。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 法律案に対します附帯決議につきましては、率直に申し上げて、私ども、これを同じ立場で知るということには相なりませんけれども、事前におまとまりの経過等につきまして事務方に示しておられるところ

で、私としては、そういうチャネルを通じて、内

容についても私なりに承知をいたしているところ

でございます。

○津田弥太郎君 仮に、この修正案、先ほど而言いました修正案が可決されましたならば、その内容

は当然に政府を拘束することになりますし、附帯

決議につきましても、これが可決をされますと、

その後に柳澤大臣は、これはお決まりの言葉では

あります。このようになりますと、その

決議につきましても、これが可決をされますと、

その後に柳澤大臣は、これはお決まりの言葉では

う時期、さらに速やかに介護福祉士への統一化を図っていくという方向性、こうしたことが明確になるということかと、このように受け止めさせていただいております。

○津田弥太郎君 分かりました。

さて、その附帯決議を踏まえて、協定の見直しに向けて、今後おつしやつたように、政府は

フィリピン側と速やかな交渉を行つていただきたいであります。

○國務大臣(柳澤伯夫君) はい。

○津田弥太郎君 附帯決議につきましては、批准後三十日を経て発効となるというふうに思われますが、厚生労働省としましては、

発効後の協定の見直し交渉について、開始の時期をいつごろと考へておられるのでしょうか。また、

フィリピン側を説得して協定の見直しを実現する

ために、どのような切り口を考えていらっしゃる

であります。

○津田弥太郎君 はい。

○國務大臣(柳澤伯夫君) ましに附帯決議にもございましたように、フィリピン側の批准手続きが終わつております。そういう現状を踏まえますと、現

時点においてフィリピン側に協定の修正を申し入れることは困難であると、このように考へております。したがいまして、フィリピン側の手続が終ります。したがいまして、フィリピン側を説得して協定の見直しを実現する

ために、どのような切り口を考えていらっしゃる

であります。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 今、御指摘にもございましたように、フィリピン側の批准手続きが終わつております。そういう現状を踏まえますと、現

時点においてフィリピン側に協定の修正を申し入れることは困難であると、このように考へております。したがいまして、フィリピン側の手続が終

ります。したがいまして、フィリピン側を説得して協定の見直しを実現する

ために、どのような切り口を考えていらっしゃる

であります。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいりたい御決議のあります。

た本法案に対する附帯決議につきましては、その

趣旨を十分尊重し、努力してまいりたい御決議のあります。

た本法案に対する附帯決議につきましては、その

趣旨を十分尊重し、努力してまいりたい御決議のあります。

た本法案に対する附帯決議につきましては、その

趣旨を十分尊重し、努力してまいりたい御決議のあります。

た本法案に対する附帯決議につきましては、その

趣旨を十分尊重し、努力してまいりたい御決議のあります。

た本法案に対する附帯決議につきましては、その

趣旨を十分尊重し、努力してまいりたい御決議のあります。

りたい、このように考えております。

○津田弥太郎君　さて、七月ころの国会の批准、

そして

その後三十日、ここから先、大臣、ちょっと失礼なことを申し上げて恐縮なんですが、今年の秋以降、おもむね交渉、再交渉が始まることになりますと、大臣がその時点で厚生労働大臣をおやりになつてあるかどうかというのは、国会が新しくなりますので分からぬわけあります。特に、この公布後五年間ということになつておるわけですから、この平成二十四年までの間に何としてもフィリピンとの再交渉をしていただかなきやいかぬということになるわけで、これは、閣法を修正をするという大きな取組を行おうとしているわけでありますから、大臣、是非、いかなる大臣が厚生労働大臣にならうとも、必ず、この問題につきましては平成二十四年までには必ず再交渉をして、この准介護福祉士というのではなく、是れともそういう形できちんとやついていたり、は必ずやれよという形で引き継いでいただきたいと思うんですが、いかがでしよう。

○國務大臣（柳澤伯夫君）　協定が発効した後におきましたし、協定の運用状況や公布後の状況ということを踏まえまして、適切な時期に必要な対応をいたしました。もちろん、この仕組みが必要でなくなる状況と國つてまいりたいということを先ほど御答弁申し上げました。

国務大臣が厚生労働大臣にならうとも、そういうふうに考えておりますけれども、そういうことで、協定が発効してどういう状況になつてくるのかといふことは、それなりの期間見させていたくということではないと、なかなかこのフィリピン側との交渉といふことが難しいのではないかなと、このようにも考えるわけですから、できる限りこの御趣旨に沿う方向で、そうしたことが可能となるよう努めてまいりたいと、このように考えておりまして、その後、大臣人事のことまで委員はお触れになられましたけれども、これは通常、私

ども、行政の連続性ということを非常に重視しなっておりますので、その点については御懸念のない

ようないたしたいと、このように考えます。

○津田弥太郎君　大事な、最重要事項つて一杯あ

るんですかけれども、本件も大変重要な事項でありますから、これから我が国の介護制度を揺るが

ますから、これからの我が国の介護制度を揺るがしかねない、この准介護がスタートしてしまった

かねない、この准介護がスタートしてしまった

枚目の左下のところは、介護福祉士受入れの可能な性について継続協議というふうになつておられます。

まさか外務省は、今回フィリピンとの間で発生した問題をタイとの間で再び発生するなんというふうに思いますが、念のため確認をしたいというふうに思っています。

このタイとの間の経済連携協定、あるいはその後に他の国と経済連携協定が予定されたとした場合に、この介護福祉士の受入れについては、我が国の国家試験を受験していくだけということは恐らくないと思うんですが、事務方の責任者として、きちんと後局長にしっかりと引き継いでいただきたいと思いますし、中村援護局長におかれましては、今後五年間ずっと局長を続けられるということは恐らくないと思うんですが、事務方の責任者が必ずやれよという形で引き継いでいただきたいと思うんですが、いかがでしよう。

○政府参考人（中村秀一君）　私どもは大臣の指揮を受け、仕事をいたしております。今大臣から御答弁申し上げたとおりございまますので、当然、行政の連続性ということで、組織としてきちんとやつてまいりたいと思います。

○津田弥太郎君　分かりました。

さて、フィリピンとの問題については以上であります。今日、皆様のお手元にお配りをいたしまりますが、今日は、マーカーでそれぞれ記してあります、外務省の作成をいたしました日タイ経済連携協定という一枚紙の資料をお配りを申し上げております。特に、マーカーでそれぞれ記したところがこの介護福祉士にかかる部分でござります。

○津田弥太郎君　十分踏まえて、ということの中身について、逆に厚生労働省がしっかりと外務省に對して、言つてみれば、こういう形で交渉をしてもらいたいということをきちっと言つていかなきやいけないわけありますけれども、中村局長、その辺についての決意を語つてください。

○政府参考人（中村秀一君）　今お話をありましたタイ始め今後出てくるであろう国々との介護福祉士の受け入れというようなことが案件として上がつてしまりました場合には、その受け入れ

能力について協議を行つて、いくに際しまして今

の国会における議論を踏まえまして、国際交渉の任

に当たる外務省に申し上げていきたいと考えております。

さて、この医療と介護という分野は、今日の我が国の社会を考えたときに国民生活に最も密着しているのは皆無ではありませんし、介護につきましては、自分自身あるいは家族を含めて考へるなら死を迎えるまでの間、医療と全く接点のない方とも、自分自身あるいは家族を含めて考へるならば、介護の問題と無縁のうちに生涯を終えるという方というのも恐らく極めて数少ないのではないかと、いうふうに想像されます。

私は、今回介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護福祉士の待遇の改善のための施策を早急に講じていただきたいというふうに考へる

私たちは、この医療と介護という分野は、今日の我が国の社会を考えたときに国民生活に最も密着し

ています。

さて、この医療と介護という分野は、今日の我

が国の社会を考えたときに国民生活に最も密着し

た分野の一つであろうと思われます。生まれてから

死を迎えるまでの間、医療と全く接点のない方と

いうふうに思いますが、念のため確認をしたいとい

うふうに思っています。

このタイとの間の経済連携協定が予定されたとし

た場合に、この介護福祉士の受入れについては、

我が国の国家試験を受験していくだけということ

は、相手国との交渉が行われると理解して間違いないでしょうか。

それから、現在まだ署名には至つておませんが、インドネシアとの間におきましても介護福祉士の受入れの仕組みを構築するという大筋合意を議をしていくことになります。

○政府参考人（田辺靖雄君）　今後、タイにつきまして介護福祉士の受入れの可能性につきまして協議をしていくことになります。

それから、現在まだ署名には至つておませんが、インドネシアとの間におきましても介護福祉士の受入れの仕組みを構築するという大筋合意を議をしていくことになります。

私は、今回介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護福祉士の待遇の改善のための施策を早急に講じていただきたいというふうに考へる

わけがありますが、柳澤厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今の御指摘は私も全く同感でございます。いろいろエピソード的にも聞くわけでございますけれども、介護に当たる方々と対象の方々との関係というのは極めて難しい、そういうことを聞いておるわけでございまして、現実に介護福祉士になられてそうした業務に携わる方々にいかにふさわしい人材を得ていくかということは我々の大きな課題であると、このように考えております。

そういう観点から、現在、社会保障審議会で福祉士の人材確保指針の見直しについて御議論をいたしておりますけれども、そこで良い結論をいただきたいと、このように考えておりますが、それと同時に、多分そういう中、この御議論の取りまとめの中でもいろいろと御指針をお示しいただけるかと思うんですけれども、施設経営者や介護事業者の方々に今回の改正の趣旨を十分に御理解いただきまして、その方々において可能な労働環境の改善に努めていただくことが求められるということになろうかと思います。

また、今度は介護保険制度等における側におきましても、介護福祉士の取扱いについて、いかにしたら今言つたようなふさわしい人材を確保するだけの処遇の確保ができるかというようなことにとりまして、非常にそのところは検討を要するところだと、このように思つておる次第でござります。

いずれにいたしましても、今委員が指摘されるような役割にふさわしい人材、そして、人材が確保された場合にその方々の意欲が失われることのないようにこれから施策の推進に努めてまいりたいと思つております。

○津田弥太郎君 最初の冒頭の大臣の滑り出しが非常に良かったんですが、私と同じ意見だというふうにおっしゃつたんですね、冒頭。その後なんだん、何かあつちも課題があり、こつちも課題

がありつて、何だか訳が分からなくなつてくるんじます。これが、私が申し上げておるのは、介護福祉士の処遇の改善のための施策ということを申し上げておるだけないでしようか。

○政府参考人(中村秀一君) 大臣からも御答弁申し上げましたように、今、万般にわたりまして福祉士人材確保指針の見直しについて検討をいたしておるところでございますが、具体的にどういう分野かということを申し上げますと、今委員からお話を出ておりますとおり、介護従事者のまず待遇の改善ということが大きなテーマになつております。

それぞれ、現在、例えば一般労働者に比べまして介護従事者の勤務時間が長いとか女性が七八%占めている労働現場であるとか、夜勤は看護師さんほど多くはありませんが、月に四・四回夜勤をなさっている方が、ホームヘルパーさんを除きましてでござりますが、多いとか、そういう介護の就労の勤務状況を踏まえた点、それぞれの点についてどういう対策があるかということを検討しております。

また、介護の事業所は、一つの法人で一つの施設というような形態でやつておられるところが多く、また最近小型の施設が処遇の面から懸念されるということもあります。

数の対象者の方をケアしていると、そういった中では、例えば研修を求めるなどなかなか現員体制ではないようになります。

そこで、この点については、委員会でも御指摘がございました賃金それから労働時間、勤務体制、健康の確保も含めた福利厚生、こういったことが事項になつております。

また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律というのがございまして、介護労働者の方を雇用管理しておられる方々、経営者の方々の雇用管理の改善のための相談援助、助成金による活用促進等のこともやつておりますので、そういうことも検討テーマに当たっております。

いずれにいたしましても、委員も課題が多いといふお話を御指摘いただきまして、こういったことを一つ一つ解決しないかなければならぬと考へておりますので、精力的に検討を進めまして、できるだけ早く指針の改定をし、それを踏まえた国、地方公共団体としての様々な対応をしていきたいと思っておりますし、また、事業所の方々にもお願いする点はお願いしてまいりたいと考えております。

○津田弥太郎君 分かりました。

また、本改正を真に実効あらしめるためには、現場のホームヘルパーの方々が介護福祉士を目指すという意欲を持つてくださることが大切だというふうに考へるわけです。そのためにも、先ほどの処遇の改善を行ふことで、頑張って資格を取るとかいう経営面の検討もテーマに挙がつております。

また、それらを含めまして、今大臣からも御答弁申し上げましたように、支える制度として介護保険制度や障害者自立支援法等がございますので、そちらの制度での介護福祉士さんの報酬も含めた扱いというのが課題になります。

それから、介護福祉士の方々が、勤務年数も短いという問題、離職率が多いという問題も指摘されておりますので、逆の見方をしますと、長く勤めた場合のキャリアアップの仕組みというようなことが問題になつきますので、そのところは任用の問題も出てまいりますので、そういう方面、これは制度面にも絡みますし、また事業を經營している方々の御判断ということもありますので、そういう面などにつきましても検討しておられます。

また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律というものがございまして、介護労働者の方を雇用管理しておられる方々、経営者の方々の雇用管理の改善のための相談援助、助成金による活用促進等のこともやつておりますので、そういうことも検討テーマに当たっております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の介護福祉士制度の見直しにおきましては、今委員の御指摘のルート、介護現場で三年以上の実務経験のある方にも新たに理論的・体系的な勉強をしていただいた上で国家試験を受験する仕組みということを設定させていただいておるわけでございます。その際、介護現場で働いている方が介護福祉士を目指して勉強することが可能になるような職場環境の確保に努めていくことが大事である、こういうようにお答えいただきたい。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今回の介護福祉士制度の見直しにおきましては、今委員の御指摘のルート、介護現場で三年以上の実務経験のある方にも新たに理論的・体系的な勉強をしていただいた上で国家試験を受験する仕組みということを設定させていただいておるわけでございます。その際、介護現場で働いている方が介護福祉士を目指して勉強することが可能になるような職場環境の確保に努めていくことが大事である、こういうようにお答えいただきたい。

事業者に対しましては、従事者の研修の受講機会というものを確保していくべきであります。その質の向上を図ることの重要性についてしっかりと認識をしていただく、そういうことのために私もどもしてはこのことの重要性を改めて事業者に對して周知に努めてまいりたいと、このように考へます。

また、費用の点でございますけれども、この点については、働きながら学ぶ方が勉強をしやすいよう通信制度等の幅広い選択肢を用意をさせていただくほかに、また、この新たな養成課程の基準を設定する際には、働く方の主体的な能力開発の取組を支援するいわゆる雇用保険の給付としての教育訓練給付制度の対象となるようにというようことで適切に対応してまいりたいと考えております。

○津田弥太郎君 ただいま大臣から通信制あるい

は教育訓練といったお話をあつたわけですが、それについてはいざれも質の確保が前提という理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(中村秀一君) そのとおりでござります。

○津田弥太郎君 時間も押し迫つてまいりました。昨日大臣に、ちょっとこういう場では不謹慎かもしませんが、一冊の漫画本を届けたんですが、見ました。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今朝、ちょっとぱらぱらと見せていただきました。

○津田弥太郎君 実は、介護の現場を描いた「ヘルプマン」という漫画があるんですね。今、単行本でたしか七号まで出ておりまして、「ヘルプマン」、大臣にその一号をちょっと見てよというんで届けたんですね。私の事務所の本棚に並んでいるんです。これ、今若い人たちが読む漫画ですかね。

その中身としては、つらく厳しい介護の現実の中で、若い主人公たちが悩みながらもひたむきに前に進んでいくと。介護施設に行ったら、いきなりおしつこやうんこれをされちゃつて驚きながらも、やつぱりそれが現実なんだと、やつぱりその人を何としてもしっかり心を込めて介護していくなければいけないんだという思いで頑張つていく漫画であります。今朝ペラペラと見たというお話でございます。

私は、この漫画のように、若い人たちが介護現場に魅力を感じ、あるいは福祉の現場に魅力を感じ、情熱を持つて介護福祉士あるいは社会福祉士を目指していただきたいというふうに念じてやまないわけであります。

最後であります、大臣、若い人たちに対するこの介護福祉士、社会福祉士の魅力を今後どのようにアピールしていこうとしているのか、その具体的策があれば是非お述べをいただきたいと思いま

す。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 介護福祉サービスを提供する仕事というのは、地域の高齢者の方々あるいは障害者の方々の様々なニーズにこたえて自分

いう高齢者の方というのは元々弱者であつたわけではありませんけれども、今や加齢によつて弱い立場になつて、障害を持つ方々は障害

ということと弱者の立場に立たされていると、こういうことでございまして、私は、私の地元にも非常に日本の国でリーダー的な役割を担つてきた、いろいろこうした社会福祉の施設あるいはそ

の運営に当られた社会福祉の先達役のような先輩がおりまして、そういう方々からもいろいろな御経験からくる考え方をお聞かせいただくことがありますけれども、その方々の言として一番私は

印象深く記憶にとどめておりますけれども、いずれにせよそういうようなことで、九十九匹帰つてればそれでいいじゃないかではなくて、あと一匹が行方不明になつた、この羊はどこに、今どんなことでも苦況に立つているんだろうかということでも、あくまでもその羊を捜しにいく、そういう気持ちということ、こういうようなものを原点に据えて生きしていくということは若い人たちにとって大事だ、こうしたことをこれから先、我々はいろんな形でアピールをして若い人たちの理解を求める、また若い人たちの志をかき立てていくことが大事だと、このようになります。

○小池晃君 ごまかしちゃいけないよ。あなた、答弁では、昨年の七月に検討会でそういう方向が示されていました、そのような可能性と言っているんだから、一般的な制度改正の可能性について議論したんじゃないでしょう、これは。要するに、その方向といふ、ここで言つてあるそういう方

向といふのは正に養成施設も含めて国家試験がこれまで課されることになるということに違いないじゃないですか。ごまかさないでちゃんと答えてください。

○津田弥太郎君 終わります。

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。外務省にお聞きをします。

一昨日の審議で審議官は、協定締結の過程で、

昨年七月の厚生労働省の検討会においてそういう方向が示されていたということでございますが、そのような可能性についてはフィリピン側にも説明をしておつたと答弁されています。

このそういう方向、そのような可能性といふの

方向でありますけれども、是非そうしたことを考えておるわけでございます。

○政府参考人(田辺靖雄君) 御指摘のフィリピン側との考え方とこの中の中学校や高校の教育の場で

もう一つ、ちょっと最後ですから申し上げますと、いつも若い人たちに伝えていた大体の、そういうふうなことはやつぱり若い人々にとつてやりがい、生きがい、こうすることを感じることのできる職場であるというように考えておるわけでございます。

そういうようなことを、私がたまたまお聞きしたことと、そういうようなことでとどまるのではなくて、その方も講演活動なんかもされているわけでありますけれども、是非そうしたことを考えております。

○政府参考人(田辺靖雄君) 御指摘のフィリピン側とのやり取りでございますが、一昨日御答弁申し上げましたように、厚生労働省の検討会においてもそのような方向が示されているというよう

福社施設であります、その門前に碑を建てておられるところもございます。このおつしやられること、その碑が述べていることは、九十九匹は帰

りきたれど行方の知らなくなつたもういま一匹の行方を尋ねよと、こういう趣旨の言葉でございま

す。これも私、福祉の先達から聞いた言葉として印象深く記憶にとどめておりますけれども、いずれにせよそういうようなことで、九十九匹帰つてればそれでいいじゃないかではなくて、あと一匹が行方不明になつた、この羊はどこに、今どんなことでも苦況に立つているんだろうかということでも、あくまでもその羊を捜しにいく、そういう気持ちということ、こういうようなものを原点に据えて生きていくということは若い人たちにとって大事だ、こうしたことをこれから先、我々はいろんな形でアピールをして若い人たちの理解を求める、また若い人たちの志をかき立てていくことが大事だと、このようになります。

○小池晃君 ごまかしちゃいけないよ。あなた、答弁では、昨年の七月に検討会でそういう方向が示されていました、そのような可能性と言っているんだから、一般的な制度改正の可能性について議論したんじゃないでしょう、これは。要するに、その方向といふ、ここで言つてあるそういう方

向といふのは正に養成施設も含めて国家試験がこれまで課されることになるということに違いないんじゃないですか。ごまかさないでちゃんと答えてください。

○政府参考人(田辺靖雄君) 制度の改正の可能性があるということとは、養成施設コース、すなわち養成施設を卒業するとの資格が得られるという現在の制度の変更の可能性があるということを申し上げたということでございます。

○小池晃君 ということは、その時点での准介護福祉士なんというのは影も形もなかつたんですよ。だとすれば、そういう可能性を説明したということを

とは、当然日比FTAと制度改定がそこを来す可

能性があるということになるんじゃないですか。そこはどう説明したんですか。

○政府参考人(田辺靖雄君) 昨年の九月に日本・

フィリピン経済連携協定を署名するまでの間に起きましては、具体的な制度改定の内容、とりわけ法改定の内容については確定をしておらなかつたというふうに聞いておりますので、そのような形でフィリピン側とは話をしておりませんでした。

ようなというのは、要するに制度が一元化され国家試験合格が条件になると、養成施設でも国家試験合格しなければ介護福祉士になれないといふ方向で検討されているということなんですね。

○政府参考人(田辺靖雄君) このフィリピンとの協定は、現在までの介護福祉士の制度である二つのコース、実務経験コースと養成施設コース、それを前提としてフィリピンとの協定もできておりまして、ただし、このような制度というものは将来の可能性があるということを説明しております。

○政府参考人(田辺靖雄君) この方向といふのを示されていました、そのような可能性と言つてゐるんだから、一般的な制度改定の可能性について議論したんじゃないでしょう、これは。要するに、その方向といふ、ここで言つてあるそういう方

向といふのは正に養成施設も含めて国家試験がこれまで課されることになるということに違いないんじゃないですか。ごまかさないでちゃんと答えてください。

○政府参考人(田辺靖雄君) 制度の改正の可能性があるということとは、養成施設コース、すなわち養成施設を卒業するとの資格が得られるという現在の制度の変更の可能性があるということを申し上げたということでございます。

○小池晃君 ということは、その時点での准介護

福祉士なんというのは影も形もなかつたんですよ。だとすれば、そういう可能性を説明したということを

とは、当然日比FTAと制度改定がそこを来す可

能性があるということになるんじゃないですか。そこはどう説明したんですか。

○政府参考人(田辺靖雄君) 昨年の九月に日本・

フィリピン経済連携協定を署名するまでの間に起きましては、具体的な制度改定の内容、とりわけ法改定の内容については確定をしておらなかつた

というふうに聞いておりますので、そのような形でフィリピン側とは話をしておりませんでした。

○小池晃君 駄目だよ、そんな説明じゃ。だって、そこが変わる可能性があるというふうに説明したのであれば、それは当然その条約とここは矛盾してくることになるわけでしょう、あなたの方の説明によれば。そこはどうなるんだという説明はしなかつたんですか。

もし、制度の改正の可能性、要するにいわゆる養成施設コースでも国家試験合格が必要になると、いう可能性、説明しながら、そうなつた場合の協定との整合性について説明もしないで署名したんだとすれば大問題ですよ、これ。説明してないということなんですか。

○政府参考人(田辺靖雄君) 具体的な改正の中身について昨年九月に署名をするまでの間においては確定をしておらなかつたというふうに理解をしておりまますので、その可能性については説明をいたしましたが、現行制度を前提とした協定を署名をしたということをございます。

○小池晃君 私、これ本当に無責任だと思うんですね。

しかも、じやフイリピン側は、養成施設コースでも国家試験合格が必要になる可能性があるといふうに説明されたら、それはどうフイリピン側は受け止めたんですか。それじゃ話が違うじやないかということになるじゃないですか。フイリピン側の反応はどうだつたんですか。

○政府参考人(田辺靖雄君) 協定の交渉の経緯につきまして、この段階におきまして公にするということは、これは外国政府との交渉、やり取りの中身でござりますので、差し控えさせていただきたいと思います。

○小池晃君 本当に、この日比FTAが私は本当にずさん結ばれたというふうに思いますよ。明らかにこういう方向になる、こういう制度変更があるとすればこの協定に引っ掛かってくる可能性があるということは明らかであるにもかかわらず、それを説明もしない。しかも、その中でのやり取りについても言わない。で、署名してしまったんです。

大臣、こういうやり方というのは私、問題があると思うんですが、いかがですか。こういう形で協約を結んだことが、これだけ国内制度を、すつたもんだ、大騒ぎになつて原因になつていて、と思いませんか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 外交の衝に当たつてい

る外務省の審議官から説明がありましたとおり、この介護福祉士法の改正の動きといったようなものについては、あることを承知して条約交渉に当たつてくれたということをさいますけれども、その具体的の中身が、まだ九月段階では、その前の大筋の合意といったようなところでは明らかになつていなかつたということをさしますので、これがなかつたというか、やむを得ないことであります。

○小池晃君 やむを得なくなんかいでですよ、これは。余りに拙速なやり方だつたということだと思います。それから、もう一つ聞きたいのは、これは厚労省側なんですけれども、准介護福祉士を置く理由の一つとして日比EPAとの整合性が言われていますが、もう一つ審議の中では理由として、養成施設の卒業者が千八百時間という現在よりも長い時間の教育を受けるということを挙げているわけですね。言わば、この二つの理由と、この二つの理由であります。先ほど、きっかけはEPAだったというふうにおっしゃったんですが、この二つの関係はどうなのか。

○小池晃君 例えば、仮に日比EPA問題が解決したとして、その後の問題というのは、これはあるわけです。その養成施設の教育内容が変わつたということに対する対応という理由は残るんですか。

○政府参考人(中村秀一君) お答え申し上げま

ね。そうすると、日比EPA問題が解決しても、介護福祉士というのはこの世の中に生まれ出でこないと、五年までにやれればということになると、いうことは、これ断言していただいているんですね。まあ、いろんな議会の過程で法律変えなきやいけないという、そういう機械的な問題はともかくとして、政治論として、日比EPA問題が解決すればこの問題が解消するんだということによろしいですね。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 政治論としてどうか

ろでも六百時間のカリキュラムをやつしていくだけというようなことで、カリキュラムの改正自体は全部に及び、それは施行期日でも配慮しているということは、その点について、教育内容という意味では一般的な施行期日で解決する問題であると思つております。先ほど委員からお話をありましたように、端的に申し上げますと、この規定は海外との国際的な経済連携協定と法制的な整合にも配慮しつつ盛り込んだものでございますが、また、しかしフイリピンの方だけでなく日本人との間の、言わば法の下の平等という観点からひとしく適用されるものである。そういう意味で、効果として、直接の契機とは別に、委員の言われるよう養成施設校卒業生の方々に対してこの規定が適用されますので、その規定について改正するという際にはどういう形の処理にするかということについて一昨日の議会でも、この委員会でも議論になつたところであると思いますので、そのところは改正法のまた御審議をいただくというところで御判断いただく問題ではないかと考えております。

○小池晃君 要するに、そういう関係であるならばいいんです、しかし教育課程、養成施設の教育時間が伸びたという議論自体は、これは審議会では全くなかつた議論が後からくつ付いていきますが、この二つの理由と、この二つの理由であります。先ほど、きっかけはEPAだったというふうに申し上げておきたいと思います。しかし、大臣、最後に確認したいんですが、この二つの関係はどうなのが、私は考えております。

○小池晃君 例えれば、仮に日比EPA問題が解決したとして、これから外務省当局に対して、できるだけ早い時期にこうした仕組みが必要でなくなる状況を実現したいので、是非この外交交渉で適当なきつかけあるいは適当な切り口を見付けてこれをやつてもらいたいということを求めていくことがあります。それがすべてうまくこの設定された期間内に終えることができれば、我々としては実現したいので、ただ問題ではないかと考へております。

○福島みづほ君 社民党の福島みづほです。福島みづほ君のEPAの問題についてお聞きをいたします。

NHKの報道番組で、海外で介護労働に就くために勉強しているフイリピンの若者にどの国で働きたいかを問うたところ、ほとんどの学生がカナダなどを挙げ、日本を選んだのは一人でした。日本で資格を得て働くためには、まず四年生大学を卒業してたり、又は看護大学を出ているなど高条件となつております。これは他国の事例と比べても高過ぎるハードルと、いう面もあるのです

○政府参考人(中村秀一君) お答え申し上げます。

日比経済連携協定に基づきまして介護福祉士資格を取得することを目的に入国、滞在することを希望するフィリピンの方の要件は、実務経験ルートにおいては四年制大学を卒業し、フィリピンの介護士認定を保持しているか看護大学卒業者、養成施設ルートにおいては四年制大学卒となつております。

厳しいのではないかという御指摘でございますが、今回の受入れが介護施設における就労、研修又は介護福祉士養成施設における就学を通じて日本での介護福祉士の資格を取得していただくことを目的とする仕組みでありますことから、一定の資質、条件、能力を備えていることを考慮に入れまして設定しているところでございます。

○福島みづほ君 EPAが成立してから向こう二年間で六百人を受け入れる枠を設けていたとしています。現在の見込みで何人を想定しています

○政府参考人(中村秀一君) 協定が、まだフィリピン側の批准が済んでおりませんので発効しておられません。私ども、日比経済連携協定で介護福祉士の受入れ人数枠、当初二年間で六百人と設定しているわけでございます。その後につきましては、その状況を見てというふうにされております。

したがいまして、全くこれ、機構が、仕組みが動いておりませんので現在想定ができませんが、我々としては、二年間で六百人受け入れられるように関係の方々と協議して、受入先の施設などにも、受け入れていただかなればなりませんので、六百人二年間で来た場合に対応できるようについて準備を進めているところでございます。

○福島みづほ君 私は、フィリピンから来た人は、もちろん本国に帰国する人もいざれ出るでしょうが、人間はある程度渡航費用を掛けて来て、そこで恋愛をしたり結婚したり、あるいは家

庭を持つたり、あるいは住みやすいと思つたり、定住化をしていかれる人が実はかなり出でてくるのではないかと、人間の心理や社会生活からして、そういうふうに思つています。

そうすると、准介護士で来て日本に定住をしていく、にもかかわらず、この法案の下において准介護士が将来どうなるかという点は、答弁を聞いても当分の間ということで、将来見えないわけで、そうすると、その問題が解決しなければ、

准介護士さん、国家資格を受けた人と准介護士のところがどうしても、二つの職種が共存していくという事態をどうやっていくのか、それについて明確な答弁をお願いします。

○政府参考人(中村秀一君) フィリピンから来られた方について、正に委員からお話をありましたように、日本でずっと介護福祉士の資格を取れば在留できると、そういうことが協定になつておりますので、目指す方は大部分の方がかなり長期間、あるいはずっと日本で働くということを想定されていることと考えております。

准介護福祉士の制度がないと養成校で来られた方が介護福祉士の資格を取れませんと帰国しなければならないということで、当初の約束と違うところが今回の発端でございますので、そういう意味では、フィリピンから来られている方々に対しても期待権を保護するということが准介護福祉士の法的な意味だというふうに考えております。准介護福祉士の方については介護福祉士になつていただくよう努めるということでございまますので、そういう該当の方が出てきた場合について、更に介護福祉士の資格を取つていただくことがあります。

○福島みづほ君 国家試験を受けるためには日本語がかなり、当たり前ですが、堪能で、専門的なことも理解できないわけで、もちろん日本で、アメリカで資格を取る人もたくさんいますが、日本語の習得が非常に熟達していないけれども、審議会に詰つていただいて労働条件の向

上をするという答弁しか出でこない。しかし、何年これを言つてているか、もう何十年これを言ひ続ければ一体いいのか。

はどう思われますか。

○政府参考人(中村秀一君) 今回の協定は、そういった意味で、日本の国家資格を取つていただくことを前提に言わば協定が結ばれたということになります。したがいまして、日本に入つてこられた場合に六ヶ月間の日本語研修、こ

れはナースの方も介護福祉士の方も受けているだけますし、病院で就労研修、介護施設で就労研修も当分の間で、将来見えないわけで、准介護士で技能を磨いた方についてはそ

ういったものに相当する待遇をすることが基本であります。そういう方向性を考えまして、資質の向上と待遇の改善と良い循環をつくりたいと答弁申しきだければ日本で働き続けることができる

と。いただければ日本で働き続けることができるし、合格できなかつた場合には、在留期間が切れてしまうということで、在留期間の更新がなくて帰つていただくというのがそもそもシステムになつておりますので、したがつて、六ヶ月の日本語研修と最大四年の準備期間のうちに日本語で国家試験に合格していただくということを目指していただくことになります。

○福島みづほ君 日本に来たいという人が一人だけではなくどの学生がカナダを挙げたというのは、英語が使えるのでハンディキャップが、言語的なハンディキャップが多分極めて少ないからだと。

私は、今回EPAの関係で導入はするだけれども、本来介護士の国家試験の問題とEPAが突然入ってきたということの整合性がうまく取れないまま、とにかく法案を成立させてやるというとの根本的な問題点がはつきりあるというふうに思います。

○福島みづほ君 私が言つてるのは、介護福祉士として国家資格を取つた人だけではなくて、介護の現場で働く、本当に女性が多い、そして現場で物すごく働く、ストレスも多い、セクシユアルハラスメントも多いという話をしようちゅう聞いています。そんな中で、介護現場で働く人たち総じて、つまり序列がまたてきて、国家試験を受けた介護福祉士がいて、准介護士がいて、また資格のない人がいてという序列をつくって、結構格差がない人がいてという話をしておつちゅう聞いています。

そもそも国家試験で地位を高めていくといふことはもちろん基本的にはいいことなんですが、この問題点がはつきりあるというふうに思います。

そもそも国家試験で地位を高めていくといふふうに思つてます。今日の答弁でも先日の答弁でも、審議会に詰つていただいて労働条件の向

上をするという答弁しか出でこない。しかし、何年これを言つていているか、もう何十年これを言ひ続ければ一体いいのか。

厚生労働省は、介護現場で働く本当に現場の人たちの労働条件を上げるべく、政策変更や政策提起や現実に結果を出せということを言いたいわけですが、それについての決意をお聞かせください。

○政府参考人(中村秀一君) 現在、まず、私どもも答弁申し上げておりますように、質を高め、こ

ういう介護福祉士で技能を磨いた方についてはそ

ういったものに相当する待遇をすることが基本であります。そういう方向性を考えまして、資質の向

上と待遇の改善と良い循環をつくりたいと答弁申しきだれば、准介護士の方も受けているだけ

ますし、准介護士の方も受けているだけ

ます。准介護士の方も受けているだけ

が、決意のほどと、それをやるということをお約束ください。

○政府参考人(中村秀一君) 普通の例えは労働市場であれば、職を求めている人が少なく求人が多いところというのは、需要と供給の関係で、賃金だけ取れば上がるというようなことが一般的だと思いますが、しかしだれでも容易に参入できる事業についてはそのメカニズムが働くかなくてなかなか賃金が上がらないとか、そういう問題もあるうかと思います。

そういう中で、特に介護なりそういうものは賃金の原資というものが制度的に税なり保険料なりで決まっておりまますし、事業者の方も料金を自由に変えるというふうにはできない公定料金の下で仕事をされている、そういうこと全体が、問題が重なり合つて介護の従事者の方の労働条件な点に変更が決まっているという側面が多いと思いますので、制度全体の問題として、またそういう意味では財源の問題もかかわつてくるわけで、この点については利用者なり負担者である国民の方々の御理解も必要になると思いますので、そういうことを踏まえながら、我々としては、私どもは介護従事者の方のことを所管している部局でございますので、精一杯努力してまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 資格は持つているけれども離職率が高いということがずっとこの委員会でも指摘されています。介護で働く人の需要は多いにもかかわらず、みんな辞めている。ですから、今回、こういう法案を提出されたことも機に、もうはつきり結果を出してほしい。介護福祉士さん、准介護士さんだけでなく、資格のないというふうに位置付けられる、今後、ヘルパーさんたちの労働条件も含めて、厚労省が労働条件の向上で結果を出す政策をきちっと打ち出してください。さるよう強く要求し、私の質問を終わります。

○委員長(鶴保庸介君) 他に御発言もないようで、本案の修正について津田君から発言を求められ

ておりますので、この際、これを許します。津田弥太郎君。

○津田弥太郎君 私は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党

党、民主党・新緑風会及び公明党を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでござ

ります。これより、その趣旨について御説明いたします。本法律案では、介護・福祉ニーズの多様化、高

度化への対応が求められている中、介護福祉士の資格取得については、その資質の向上を図るために、国家試験の受験を必須として一元化を図ることとしております。

一方で、フィリピンとの間の経済連携協定においては、国家試験なしで資格を取得できる現行制

度を前提としてフィリピン人の受入れが規定され

ています。本法律案には、一元化の趣旨を損な

わない範囲で協定との整合を担保するため、当分

の間、養成施設の卒業者に、介護福祉士に準する

ものとして准介護福祉士の名称を与える仕組みが

盛り込まれております。

このような准介護福祉士の仕組みの趣旨を明確

にするため、附則第九条の検討規定に追加して、

新たに准介護福祉士による検討規定を置くべきで

あると考えます。このような認識の下に本修正案

を提出するものであります。

修正の内容は、「政府は、経済上の連携に関する

日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する

日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議

の状況を勘査し、この法律の公布後五年を目途と

して、准介護福祉士の制度について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

す。

もとより、修正案提出の趣旨にあるように、日本比EPAが早期に修正されることを強く求めるものであります。しかし、修正されてもなお、准介護福祉士という資格が生まれ、将来に禍根を残すことになるという懸念をぬぐい去ることができないであります。

さらに、准介護福祉士は、現行制度下では資格取得ができた養成学校卒業生に対する救済策との説明もされておりますが、本法案の基になった社会保障審議会部会では全く議論になつていません。

○委員長(鶴保庸介君) 他に御発言もないようですが、本案の修正について津田君から発言を求められ

案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、社会福祉士・介護福祉士法改正案及び同修正案への反対討論を行います。

反対の理由は、本法案が、介護福祉士の資格を国家試験の受験を必須とする一元化により資質の向上を図ると言ひながら、養成施設卒業者について、国家試験に合格しなくとも准介護福祉士とい

う別の国家資格を付与するからであります。

国家試験を合格していない者にも資格を付与することは、介護福祉士に対する社会的評価、制度

に対する国民の信頼を損ねることになりかねませ

ん。さらに、介護福祉士資格への二重構造の持ち込みは、上下関係、待遇面から様々なる混乱、差別

を介護現場に持ち込むことになります。また、介護職全体の労働条件を低い水準に固定化、介護職員不足に一層拍車を掛け、むしろ介護の質の確保

を困難にする危険もぬぐえません。

准介護福祉士創設は、日比EPAとの整合性が理由の一つです。交渉中に介護福祉士の資格取得方法の変更の政府方針は明らかだったのに、全く反映することなく署名を行つたことには重大な問題があります。我が党は日比EPAに反対いたしましたが、本法案の質疑を通じて、この交渉がいかに拙速であったのかも明らかになつたと思いま

す。

もとより、修正案提出の趣旨にあるように、日本比EPAが早期に修正されることを強く求めるものであります。しかし、修正されてもなお、准介護福祉士という資格が生まれ、将来に禍根を残すことになるという懸念をぬぐい去ることができないであります。

第二の理由は、政府は、准介護福祉士の導入は経過措置であり、養成施設の卒業者は、当分の間、准介護福祉士の名称を用いることができる

間で、准介護福祉士の導入は経過措置ではなく、介護福祉士でなくとも働くことができる土壤をつくるこ

とになります。

看護の分野で看護師と准看護師の統合が実現できず身分差別が根強く残っているように、制度は一度導入されてしまうとその解消は非常に困難です。また、公布後五年の経過規定を置く修正案で

は歯止めになりません。

第三の理由は、准介護福祉士が安上がりの労働力として位置付けられ、また安易な外国人の受皿となりかねないという懸念があるからです。EPA

とであります。以上、反対の理由を申し述べて、反対討論とします。

○福島みずほ君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、内閣提出、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に反対、修正案に反対する立場から討論を行います。

私は、介護・福祉ニーズが多様化、複雑化する中で、社会福祉士、介護福祉士の定義、義務や資格の取得方法などを見直すという今回の法改正に対する立場から討論を行います。

私は、介護・福祉ニーズが多様化、複雑化する中で、社会福祉士、介護福祉士の定義、義務や資格の取得方法などを見直すという今回の法改正に対する立場から討論を行います。

Aは、今後の看護や福祉分野における外国人労働者の受入れの基本的な枠組みとなるものです。人の移動を伴う初の試みは、厳しい枠組みの中で行われるべきです。また、看護・介護分野における外国人労働者の導入については、広範な議論と国民の合意形成が必要であり、拙速な導入は避けるべきです。

最後に、介護労働者の確保と質の維持や向上を図るために、やがてある職業としての魅力を高めること、賃金等の労働条件の向上、離職者の防止、再活用など、介護労働をめぐる環境整備が最優先されるべき課題であることを申し添え、私の反対討論を終わります。

○委員長(鶴保庸介君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、津田君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつて、津田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつて、津田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

三、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保策を総合的に推進すること。

四、准介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の

案文を朗読いたします。

#### 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。

また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価を見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保策を総合的に推進すること。

三、介護職員の任用については、介護福祉士を

基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受け入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負

て、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多數をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、中村君から発言を求めておりますので、これを許します。中村博彦君。

○中村博彦君 私は、ただいま可決されました社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取扱ルートを規定するに当たっては、法律上の

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつて、津田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(鶴保庸介君) 多数と認めます。よつて、津田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検討を行うこと。

九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) ただいま中村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 全会一致と認めます。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取扱ルートを規定するに当たっては、法律上の

資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格

制度との関係について十分検討を行い、現場において専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みが混乱に陥ることのないようになります。

七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。

八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるよう決定いたします。

○委員長(鶴保庸介君) 社会保障及び労働問題に関する調査を議題とし、救命救急制度に関する件について質疑を行います。

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) お、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) なお、審査報告書の作成について十分検討を行い、現場において適切な措置を講ずるべきである。

一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成

施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。

また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価を見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。

二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保策を総合的に推進すること。

三、介護職員の任用については、介護福祉士を

基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。

四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受け入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。

五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。

六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取扱ルートを規定するに当たっては、法律上の

○国務大臣(柳澤伯夫君) ただいま御決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいる所存であります。

○委員長(鶴保庸介君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) お、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) お、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

皆さんよく御存じだと思います。

簡単に話をしますが、八月八日に妊婦さんが意識を失った。で、産科医は陣痛による失神だと判断した。その後、けいれんを起こした。これは妊娠中毒症の中の一つである子癪だと、クランプといいますが、けいれん発作だと判断した。ここから搬送先、まあ町立病院も地域の中核病院ではあるんですが、搬送先を探すと。しかしながら、十九軒の病院から転入を断られ、六時間後に最終的には国立循環器病センター、これ大阪ですが、に搬入されて、八日後に亡くなつたということです。

そこで質問ですが、十九病院に連絡を取り、搬入を依頼したわけですけれども、その依頼は、だれがどのような基準で病院を選んでそこへお願いしたのかということをお聞きしたいと思います。

○副大臣(武見敬三君) 厚生労働省において、奈良県から、この事案が起きた後調査等を行い、聞き取りもいたしました。

この町立の大淀病院において、母体搬送をまずこの県立医大附属病院において奈良県内及び大阪府の他の病院への受入先病院を探したのです。そして、同病院での受入者が困難であつたために、この県立医大附属病院において奈良県内及び大阪府の他の病院への受入先病院を探したといふことでございました。

○足立信也君 ちょっと質問通告ではこれ抜けていると思いますので、参考人で結構ですが、それは、この妊婦さん、どこで待つたんでしょうか。車の中などといつて待つてたんでしょうか。そして、車の中だとしたら、そこには救命士は同乗しておつたんでしょうか。その点をお願いします。

○政府参考人(松谷有希雄君) 担当の政府参考人ではないのですけれども、待つていたのは、大淀病院で待機をしていたということ伺つております。

○足立信也君 そこで、奈良県立医大へ依頼し、そこからいろいろ探したということなんですが、多分、これは私の予想になると思いますが、奈良

県立医大も救命救急センターではあるんですけども、これは先ほど言いましたように、妊婦さんが子癪発作を起こしたという判断で、恐らくは産婦人科ルートで探したんではないかと思われる

ですね。結果的には脳内出血があつたわけなんですが、そこで判断が、診断が間違つてた可能性も否定はできないし、これ、奈良県立医大のところでも教急専門の医師が状態を聞いていればその後の判断が違つたんではないかという可能性は私はあります。

そこで、奈良県立医大から依頼を受けて十九の病院が転院を断つたと、その理由を分かる範囲で教えてください。

○副大臣(武見敬三君) これも厚生労働省において奈良県から事実関係について聞き取りを行つております。

奈良県が把握している限りではございますが、この搬送を受け入れることができなかつた主な理由につきましては、NICU、さらにはMFICU、母子のICUでございますが、これらが満床であったということがその理由というふうに聞いております。

厚生労働省としては、一般の産科病院などと高次の医療機関との連携体制を確保する周産期医療ネットワークの整備を進めているところでございまして、この未整備県の奈良県においてこうした事案が起きてしまつたということで、大変残念に思つておるところであります。奈良県では、今後奈良県を始めとした未整備県、十九年度までの整備に向けて努力していく所存であります。

○足立信也君 満床だということなんですね。ただ、先ほど私、急な形でちょっとお聞きした

んですけれども、奈良県立医大の先生が搬送先を探したわけですね。それは産婦人科という限定があつたんではないかと。そこで、今、母子センターのお話が出て、そこは満床だという話になつてきましたんですね。でも、本来、この状態を聞いた

ことは、こここの時点ではやつぱり救急医が先入観が非常に強過ぎて、本来、先ほど武見副大臣からNICUの話がありましたけれども、実は脳外科

分かるかどうか分かりませんけれども、実際に奈良県立医大の附属病院で搬送先を探されたのは何科の担当の先生なんでしょうか、分かりますか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 産科の先生が探されたというふうに聞いております。

委員おっしゃるとおり、救急の専門医であればまた別な判断があり得たかと思いますけれども、仮定のあれですので、その方のそのときの病状等を見なければ確定的なことは申し上げられないと思います。

○足立信也君 そうなんですね。状態をそのまま把握するんではなくて、やっぱり強い先入観が全体に働いているんですね。

先ほど満床のことと言いますが、これは大きく分ける二つ問題点があると思います。

一つは日本の今、救急医療の現状で、重症度に応じた搬送先になつていないというのは皆さんもう認識ありますが、初期やあるいは二次の医療機関で断られることが多いから最初から三次に行つてしまふ、高度のところに行つてしまふ。いつも三次のところは満床状態にあるということもありますし、それでもう一つは、今は入院期間の短縮

といふことが進んでおりますので、その三次医療を受ける側も、それほど重症じゃない患者さんがいること、ある意味経営上は助かるところがあるんですね、回転が速くなるという意味で、といふこともあります。ただ、やつぱり問題としては、三

次医療機関、あそこへ行けば安心だという認識がある以上、集中してしまうと。つまり、救急を扱う病院に人的なあるいは物理的な余裕も全然ないという事態がます考えられます。

一般の国民は、救急告示病院、救急指定といいますか、看板がありますね、病院に。しつかり書かれています。これが四百二十七もなくなつた三つあります。県立奈良病院と奈良県立医大の附属病院、ここですね、近大奈良病院、このうち二百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。詳細で申し上げますと、病院が

百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。

○足立信也君 四百二十七、トータルですね。一般的な国民は、救急告示病院、救急指定とい

ますか、看板がありますね、病院に。しつかり書かれています。これが四百二十七もなくなつた三つあります。県立奈良病院と奈良県立医大の附属病院、ここですね、近大奈良病院、このうち二百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。詳細で申し上げますと、病院が

もいなければ解決できなかつたケースですね、この場合は、更に難しかつただろうと思うんですね。その全体的な症度の把握、トリアージに入つてくると思うんですが、この部分がやつぱり足りないということが一つ指摘しておきたいと思います。

それから、人的な不足、物理的な不足。私も救急病院に勤めておりましたが、必ず、救急というのは不採算部門ですから、開けておかきやいけないんですね、何があるか分からない。でも、現状は、開けておかなければならないということも果たせないでいるということが一つですね。

もう一つ、三月二十日の読売新聞に出ましたけれども、過去五年間で四百三十二の病院が救急告示医療施設を撤回しているという新聞記事がございました。総務省の調査では、救急告示病院の撤回の実態、どれほど救急告示病院という看板を下ろされているというのがお分かりでしようか。

○政府参考人(寺村映君) お答え申し上げます。消防庁で把握しております救急告示病院は、平成十八年四月一日現在で四千百六十九の病院、それが六百五の診療所の合計で四千七百七十四か所でございます。五年前の状況でございますが、増減傾向につきまして、平成十三年四月一日現在では、四千三百四十七の病院、それと、八百五十四の診療所の合計で五千一百一か所でございます。五年間で四百二十七か所減少したということもございます。詳細で申し上げますと、病院が百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。

○足立信也君 四百二十七、トータルですね。一般的な国民は、救急告示病院、救急指定といいますか、看板がありますね、病院に。しつかり書かれています。これが四百二十七もなくなつた三つあります。県立奈良病院と奈良県立医大の附属病院、ここですね、近大奈良病院、このうち二百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。詳細で申し上げますと、病院が

百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。

○足立信也君 一百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。

一般の国民は、救急告示病院、救急指定といいますか、看板がありますね、病院に。しつかり書かれています。これが四百二十七もなくなつた三つあります。県立奈良病院と奈良県立医大の附属病院、ここですね、近大奈良病院、このうち二百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。詳細で申し上げますと、病院が

百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。

○足立信也君 一百七十八か所の減、診療所が二百四十九か所の減でございます。

ただ、先ほど私、急な形でちょっとお聞きした

○政府参考人(松谷有希雄君) 今、施設数が話題

となりました救急告示医療施設は、昭和三十九年以降消防法に基づきまして、一定の要件を満たして救急隊による救急患者の受入れに協力するとして任意の申出があつたものにつきまして都道府県知事が認定しているものでございます。平成元年以降、今答弁がございましたように、その数は特に診療所において減少傾向にございます。

一方、現在の救急医療体制はこうした枠組みとは別に、昭和五十二年度から各都道府県におきま

して、初期、二期、三期の役割分担に基づいて体

系的

な整備が進められているところでございます。

一方、それぞれの地区数 施設数はこの五年間はば

横ばい又は増加傾向にあるという状況でございま

す。中でも、特に三次の救急医療機関として最も

高度な役割を担う救急救命センターにつきましては人口百万に一か所程度の整備目標で整備をいたしておりますが、既に二百か所を超えて整備されているという状況でございます。

したがいまして、救急告示医療施設の減少が直

ちに救急医療体制全体に大きな影響を与えるとい

う状況ではなく、昭和五十二年以降の体系的な整備に基づいて今救急の体制が取られていると、こ

ういう状況にあるという認識でございます。

○足立信也君 私もそういうふうに認識していま

す。救急告示病院が四百二十七も五年間でなく

なつても影響ないんです。国民の皆さんには相当不

安を持ったと思うんですが、実際はそうなんですか

す。

これは、消防法による救急告示病院の指定と医

療法に基づく都道府県の医療計画、医療提供体制

の構築が全く、一本立て、別建てになつていて、

片方は機能しつかりしていて、むしろ充実してい

る、片方はもう有名無実化しているという証左な

んですね。私は、この一本立てになぜなつてある

んだろうというところが問題点のまた大きな部分

だと私は思うんです。

今、救命救急センターについては人口百万に一

か所を目指しているというふうにおっしゃいまし

た。

そこで、今度、消防本部のことなんですが、御

案内のように救急業務、搬送業務は消防の機能の

中の一つということで規定されたわけですね。

しかも、

も、その消防本部の数、今八百十一だと思います

が、この一つの消防本部がカバーする理想的な工

か。

リアといいますか領域といいますか、それと、そ

こへ住まれておられる人口、どの程度が妥当な、

適切だと、そのように判断されているでしょ

うります。

そこで、実際に今どの程度やられているかとい

うことを順次お聞きしたいと思つんですが、まず

お聞かせください。

○政府参考人(寺村映君) 平成十八年度四月一日

現在で、全国の消防本部は御指摘のとおり八百十

一本部でございます。

それから、平成十八年六月に消防組織法を改正

いたしまして、現在、効果的に効率的な消防体制

の整備を図る観点から、おおむね管轄人口三十万

人以上の規模を目指しまして消防本部をつくるべ

く、市町村の消防の広域化を進めております。

この管轄人口三十万人と申し上げますのは、一

般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害

への対応能力が高い、あるいは組織管理とか財政

運営等の観点から望ましいというふうに理解して

おりますけれども、現状におきましていろいろ消防

本部の実態を踏まえまして三十万人以上というふ

うに目標を定めたわけでございます。

○足立信也君 消防と救急業務というふうに理解して

おりますけれども、現状におきましては、全体の五

五十七万九千九百十人でございますとして、全体の五

二・一%を占めております。

また、司令室に医師が常駐している消防本部の

数でございますけれども、現在、私ども把握した

限りにおきましては、東京消防庁など四消防本部

であるというふうに承知しております。

○足立信也君 東京消防庁など、その後ちょっと

聞き逃したんですが。

○政府参考人(寺村映君) 東京消防庁など四消防

本部でございます。

○足立信也君 そうなんですね、四つですよ。

評価からいくと、その四つの消防本部というか

消防機能、救急業務も含めて非常に評価が高いで

すね。これは何といっても、通信を傍受した時

点、それから現場に救急隊員が到着した時点での

医学的判断が早いということですね。これが確保

されているからその救急業務の実績もいいし、救

急医療全体のレベルも高いということが言えるん

だと思います。

つまり、これも患者さんをそこで診て、重症度

の判別、そして救急先の選別、どのレベルの病院

に搬送するのがいいのか、そして搬送手段も含め

て何が一番早く医療機関へ運ぶことが、あるいは

医療を提供することができるのか、こういう判断

になつてくる。つまり、司令のところに医師が存

在していく、医学的判断がそこに加わるんだと、

最初から、このことが大事だと。もちろん、密接

な連携関係があつて、司令からいつでも救急の専

門医、指導医に相談ができる体制があればいいの

かもしれないが、やはりフランスやイススの事

例を見ていて、いかに判断を早くするか、次にや

るべきことがいかに早く医療を提供するかのこと

なんですね。判断をいかに早くするかと。この点

でまだまだ、八百十一消防本部のうち四つだと。

しかも、その四つは非常に高い評価、例えば東京

や横浜だと思いますが、高い評価があるというこ

とを確認したいと思います。

そこで、先ほど私は判断を早くと言いました。

次に大事なのは医療提供を早く。一番早いのは通

報を受けた時点で医師がその場に行くことです

ね。そこで医療を始めるのが一番早いわけです

ね。

そこで、先ほど私は判断を早くと言いました。

次に大事なのは医療提供を早く。一番早いのは通

報を受けた時点で医師がその場に行くことです

ね。そこで医療を始めるのが一番早いわけです

ね。

全国の救命救急センターでドクターカー、つま

りドクターカーが行く、その配備状況、まず配備状況

はどのくらい配備されているでしょうか。数をお

答えください。

○政府参考人(松谷有希雄君) 医師とか救急車に

同乗して速やかに処置を行つというドクターカー

でございますけれども、昭和五十一年度から毎年

補助を行つてきておりまして、その結果、平成十

七年十二月時点でお申しますと、七十三か所の救命

救急センターに八十四台のドクターカーが配備さ

れているという状況でございます。

○足立信也君 七十三か所、八十四台。

救命救急セン

ターカーはあるべきだと私は思つております

か所を目指しているというふうにおっしゃいまし

ます。

厚生労働委員会会議録第十五号 平成十九年四月二十六日 【参議院】

し、先ほど、どれぐらいのエリアという話で、人口三十万以上、広ければ広いほど望ましいと消防

に関してはおっしゃいましたが、私は少なくともその管轄するエリアの中に救命救急センターがない消防の管轄、救急業務の管轄のエリアってあります。

得ないと思つていてるんですね。救命救急センターもないことはあり得ない。つまり、エリアとしては少なくとも、というか、多くとも二百一よりも少ないはずなんですね、理想的には、そう思つて

そこで、例えば船橋市なんかは救命救急センターの中にドクターカー、それから救急車もあって、通報を受けた時点で必要だと判断したらドクターがそのまま乗つていくと。非常に高い救命

率、それから後遺障害の軽減率を実際にもう現しております。そのことが、私は少なくとも救命救急センターにドクターカーは必須であろうと、そのように考えております。

そこで、次はさらに搬送手段の一つとして今度ヘリコプターの話になつてくるわけですが、気象条件やあるいは夜間の運航がどうかということがございます。とはいながらも、車では行けない部分はやっぱりヘリコプターで補うしかないと思つておりますから、現時点のドクターへり及び消防防災へりの機数と直近の一年間の搬送人員を教えてください。

○政府参考人(松谷有希雄君) 私からはドクター

ヘリの方について御答弁申し上げますが、ドクターヘリにつきましては、平成十三年度以降、都道府県に対して運営費を補助してきており、その対象となつてているヘリコプターは現在十道県に十一機となつてございます。また、平成十七年度の搬送件数は三千八百四十二件でございます。

○政府参考人(寺村英君) 消防防災へりでござりますけれども、平成十九年一月一日現在、四十五の都道府県におきまして七十機が運航されております。また、平成十七年中の搬送人員につきましては二千三百八十七名となつております。

○足立信也君 三千八百がドクターケーで、一千

三百が消防防災へりということです。

私は、日本の消防防災へりがどの程度の設備を持つておられるかということをお聞きしたんですけれども、かなり高い機能を持っていることはもう明

らかでございまして、また、七十機あるわけで、都道府県でこれがいいのは佐賀と沖縄だけ。それだけもう既に消防防災へりはあり、例えば高知県などはこの消防防災へりを使って年間三百件以上ももう飛んでいます。

昨年の二〇〇六骨太方針の中でもこの消防防災へりを救急搬送へ活用すべきことは、私はこの消防防災へりを救急搬送へ活用すべきことは、私はこの消

と、そのように思います。

これ、高知の先ほど例を私申し上げましたが、そここの熊田先生の話なんですかれども、このヘリコプターを使うというのは、先ほど言いましたように、いかに早く医療を提供するかにもう懸かつておきます。まずはやるべきことは、私はこの消

防防災へりの活用がもっとできるんではないか

と、そのように思います。

そこで、その目的は何かというと、防ぎ得る死を、時間だけの問題で防げたはずの命を防ぐ、防ぎ得る死で

をリュックサックに背負つてヘリコプターに乗つ

て飛んでいくと。これがもう年間三百件を超えて

いる。この活用の仕方がまず大事なんだろうと私は思つております。

次に、問題点としては、先ほど消防白書からの

データで五二・一%が入院の必要のない患者さん

であつたと、搬送したけれども、という話があり

ました。それとともに、やっぱり一九番通報で

よく聞かれるものの中に、今日はどの病院がやつ

ていますかという問い合わせ、あるいは病院は分

かるんだけれども行く手段がないという、まあタ

クシー代わりの利用ということ、どうやって行け

ます。

そのものも非常に多いというふうに聞いており

ます。

その中で、救急医療情報システムというものが

整備されていると思うんですが、消防本部あるいは都道府県単位での救急医療情報システムといふものはどの程度今整備されているんでしょうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 御指摘の救急医療情報システムにつきましては、救急患者さんの適切な搬送を支援するため、消防機関等へ空きベッドや対応疾患などの情報の提供を行つておるといふものでございまして、厚生労働省といたしましては、この導入に対する補助を行つておるところでございます。現在、四十二都道府県において導入されています。

また、未導入の県におきましては、導入に向けて検討しているところもあると聞いておりますけれども、現状におきましては、当日対応可能な医療機関をあらかじめ消防機関に登録をする、あるいは救急搬送先となる医療機関が限られていることから、消防機関が事例ごとに電話で空床状況を確認するなど、地域の実情に応じて対応しているところです。いかに早く医療を提供するかにもう懸かつておきます。まずはやるべきことは、私はこの消

防防災へりの活用がもっとできるんではないかと、そのように思います。

そこで私は、七十三か所ですね、二百一救命救急センターのうち七十三か所だけだと、これはやっぱり全国配備が必要性が高いと先ほど申し上げました。だが、大臣は、この救命救急センターとドクターへりということに関する考えはいかがでしようか、全国配備については。

これまで私は、七十三か所ですね、二百一救命救急センターのうち七十三か所だけだと、これはやっぱり全国配備が必要性が高いと先ほど申し上げました。だが、大臣は、この救命救急センターとドクターへりということに関する考え方をいかがでしようか、全国配備については。

○足立信也君 四十二ということで、五、これ都是入らないですから五県でしょうか、五県がないと。

私は、やはり患者さんの安心というものは、例えは市報とかで今日はどこの病院が輪番、当番で使うところもあれば、それを何か起きたときに一々探す人ってそういう人はいない。また、そのやつている病院をどこに問い合わせればいいのか、あるいはあの病院だつたらいつも大丈夫だとかも、すぐにそういう資料を見ながら判断ができる人つてそれはいない。大体、ですかね、一九番とか、あるいはあの病院だつたらいつも大丈夫だという聞きづて、人づてで判断しているんだと思うんです。そこに、情報はやっぱり一元的にここへ聞けば必ず分かるというのが非常に強い安心感につながると思うんですね。そういった意味では、五県整備されていないということですが、この救急医療情報システムというものは必ず整備して、

五県整備されていないといふことですが、この救急医療情報システムといふものは必ず整備して、

止めました。

○足立信也君 今の答弁で前向きな姿勢だと受け止めました。

救命救急センター、今二百一ですよね、全部で、まあそれは後で結構です。

と私は思つております。そして、そこには正確な情報が常に伝えられるような形にしていただきたいたいと思います。

先ほどドクターカーの配備のことが出ました。これで私は、七十三か所ですね、二百一救命救急センターのうち七十三か所だけだと、これはやっぱり全国配備が必要性が高いと先ほど申し上げました。だが、大臣は、この救命救急センターとドクターへりということに関する考え方をいかがでしようか、全国配備については。

時間が関係で先ほどちょっと飛ばしたんですが、まだ手持ちの時間が大丈夫ですので、大臣に

そこで、さらに一つ、今回の大淀病院のことも

含めまして、私はそのメディカルコントロール、

これは狹義には救急救命士が行う医療活動につい

ては医師の指示が必要だということで、もちろ

ん、それを直接的な、あるいはオンラインメディ

カルコントロールというわけですけれども、メ

ディカルコントロールは全体に一つ一つの救急事

案が何が問題があつたか、あるいは良かったか、

そういう一つ一つの事後検証というのが非常に大

事だと私は思つております。

そこで、メディカルコントロール協議会とい

るものも設置されていると思いますが、この協議会

のその後の検討事業といいますか、活動状況、そ

ういったものを教えてください。

○政府参考人(松谷有希雄君) メディカルコント

ロールと申しますのは、今委員御指摘のとおりで

ございますけれども、平成十六年度の厚生科学研

究で全国二百六十地域のメディカルコントロール

の協議会を対象とした調査をいたしてございます

が、その結果、十五年中に協議会を開催をしてい

なかつたところが三十八か所、一四・六%ほど

あつた、あるいは救急搬送と救急医療機関、救急

医療間の連携方法など各種手順をまだ定めていな

い地域が二十一か所、一〇%ほどある、また事後

検証を実施していない地域が十二か所、五%ほど

あるといったような状況であるという調査結果が

出ておりまして、すべての地域のメディカルコン

トロール協議会が十分に機能しているというふう

にはまだ言い難いのではないかと思つております。

病院前救急医療体制の確保のためには、地域の

メディカルコントロールというのは大変大事でございまして、この協議会の充実が不可欠であると

いうふうに考えておりまして、厚生労働省といた

しましても、総務省、消防庁とともに今後ともそ

の活動状況の実態を把握するとともに、新たに全

国メディカルセンター協議会連絡会を実施いたし

まして、各協議会間での情報交換、あるいは好事

例の紹介等の対応によりましてその活動の底上げ

をいたしたいと思つております。

○足立信也君 救命センターの数は。

○政府参考人(松谷有希雄君) 救命救急センター

の数でございますが、現時点では二百一でござい

ます。先ほど大臣が答弁申し上げましたのは、そ

の時点での、十七年度時点での数字でございま

す。

○足立信也君 分かりました。

これは、医療というのはやっぱり一つ一つの事

例から学ぶことが非常に多いわけですね。ですか

ら、事後検証というものは必ず必要なことだと

思つておりますので、今の御答弁のように推進し

ていただきたいと、そのように思います。

ここからは、私の考えを少しだけというか、述

べさせていただいて、最後に、大臣のそれについ

ての感想とかをお聞きできたらと思います。

一つは、救急救命士、もう一万八千人を超えて

した。非常に今、もう救急現場では重要な役割を

担つていますが、私がちょっと足りないなと思う

のが問題かなと思つております。

二番目は、これはもう明らかなよう、これ

も、救急医もそうなんですが、救急の専門医も

やつぱり病院内にいる人が非常に多くて、実際に

その現場へ駆け付ける、あるいは救急業務に精通

しているという方は意外と少ないです。これ、

救急救命士も、それから救急の専門医も、研修の

仕方をちょっと改めた方がいいんではないかと私

は思つています。

例えば医師なんかは、ある期間集中治療室で集

中的に病院の中研修する、またある期間はもう

段一つについても、ここは救急車がいいのか、ド

クターかいいのか、消防防災ヘリがいいのか、

か、ドクターかいいのかと、そういう判断もあるわ

けですね。民間の資金を活用するということが大

前提で、その使用の仕方については透明性が確保

されるべきだと思いますし、限定されない使

に乗つていつた救急医は全部一人でやらなきゃいけないんですね、それを。つまり、現場を仕切ることができない医師はドクターへりに乗つてはいけないと。これは現場のもう既にドクターへりに乗つている方の意見です。こういう人材の育成ですね、救急救命士も、それから救急医も絶対に必要なことがあります。

もう一点目は、今、ドクターへり、これ病院に使われることが多いんですね。無駄だある

意味私は思います、その間使えないわけですか

ら。この転院、今、医療機関のネットワーク化

いうのが、これ図られておりますけど、その少なくとも転院の部分はもつと民間を活用していくん

じゃないかと私は思います。

それと、あとは一般国民に、やっぱりバイスター

ンダー、CPR、現場に一番近い人がまず救急處

置をスタートするということが救命の最大の効果

ですから、この点の一般国民への啓発がますも

大事であろうと、そのように思います。

そして、先ほどから申し上げました、これ最後

です、やっぱり救急部門というのは不採算なん

です。これ間違いない。しかも余裕がないと。空け

ておかなきやいけない事態もあるわけですね。

ですから、民間の資金の導入というのが私は欠

かせないことだと思っておりますし、その場合

に、民間の資金、要するに寄附金が必要だという

ことを私は申し上げたいんですけども、その場

合に、ある目的一つに絞るというよりも、今私が

いろいろ申し上げましたように、救急現場とい

るのはいろんな足りない部分がある、しかも搬送手

段一つについても、ここは救急車がいいのか、ド

クターかいいのか、消防防災ヘリがいいのか、

か、ドクターかいいのかと、そういう判断もあるわ

けですね。民間の資金を活用するということが大

前提で、その使用の仕方については透明性が確保

以上の私の意見に対する大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 何点かにわたりまして御高見を承りました。

第一に、救急救命士は、医療の現場において医療と接したという経験が必要なのではないかといふ点でございました。これにつきましては、救急救命士は、その資格を取得した後、医療機関で実習を行つて、さらには常に感覚を磨いておくということの重要性の御指摘であつたかと思いますが、この実習の上に立つて、さらに常に感覚を磨いていくと、そういうことは努めなければならないだろうと、这么ういうことは努めなければならないだろ

うと、このように考えます。

それから、次には専門医のお話をありましたけれども、私がまたま、つまらない知識だったと

は思いますが、それでも、テレビで救急の専門医といふものがどういうものかと、その場面で即座に判断をして、さあ、この点の一般国民への啓発がますも

大事です。これ間違いない。しかも余裕がないと。空け

れども、私がまたま、つまらない知識だったと

ども、これもまた参考にさせていただきたいと思います。

国民への啓発ということが常に重要だというこ

とにについても、そのとおりかと思います。

また、この救急救命部門というのは不採算で

あつて、なかなかこれは難しい運営が迫られてい

るということと同時に、その一番最適な手段の選

択ということは余り固定的に考えないで、取捨選

択をする必要があるというお話をございました。

これは、私ども、今回ドクターヘリということの

議員立法をしていただくということで、これは有

り難いと思つておりますけれども、同時に、先ほ

どドクターカーの点については、装備が非常にま

だ行き届いていないことも御指摘で改めて

再認識をいたしました次第でございまして、それやこ

れやをいろいろ考え方まして、今委員の御指摘のよ

うに、余り固定的な先入観でもつて何が欲しいと

いうことではなくて、一番その地域地域にふさわ

しいドクターの乗った救急の搬送手段というものを整備していかなければならぬと、そのように

感じた次第でございます。

○足立信也君 ありがとうございます。私の質問

○小池晃君 日本共産党的小池晃です。

救急医療体制についてお聞きをしたいと思いま

す。

消防庁にお聞きをしたいんですが、一一九番通

報の段階で緊急度、重症度を選別することについ

て、消防庁が救急業務におけるトリアージに関する検討会の報告書を最近まとめられています。こ

れです。これによりますと、試行事業でのいわゆるアンダートリアージ、すなわち、実際は重症な

のに、緊急度、重症度が一一九番通報の時点では低く判断されたと、こういうケースが多數あります。

して、例えば、一一九番通報の段階では震えとい

る八十二歳の女性が、病院到着時は心肺停止で呼

吸不全で亡くなっている。あるいは、発汗、熱感とい

うことで通報があった八十二歳の男性が、軽症とい

うふうに判断されましたが、やつ

ぱり病院到着時は心肺停止で心筋梗塞だったと。

やつぱりこういった結果を見ますと、一一九番

通報の段階で選別を行う、これについては、國民

の生命を守るという点からも、あるいは住民合意

の形成という点からも、あるいは法的責任がどう

なるのかという様々な問題から見て、やつぱり問

題がまだたくさんあるというふうに考えるん

ですが、御認識をお伺いします。

○政府参考人(寺村映君) 救急の出場件数とい

ますのは年々増加いたしております、平成十七

年中は約五百二十八万件でございますので、十年

間で約六一%増加する一方で、救急隊の方の数は

十年間で約九%の増加にとどまっております。

これらの結果、救急隊の現場到着所要時間とい

うのは十年間で六分から六・五分ということで延

延傾向にございますので、救命効果の低下が非常

に懸念されるところでございます。

消防庁といたしましては、真に緊急を要する傷

病者への対応が遅れることがないよう、平成十

七年度に救急需要対策に関する検討会というのを開催いたしまして、民間搬送事業者の方の活用とか、

あるいは救急車の適正利用の呼び掛け、あるいはポンプ車との連携の推進等を対策として示してきましたところでございます。

この中で、一一九番受信時やあるいは救急現場におきまして緊急度あるいは重症度を選別しようとするトリアージにつきましては引き続き検討が

必要であるということから、昨年、十八年度でございますが、救急業務におけるトリアージに関する検討会を最近まとめられています。これによりますと、試行事業でのいわゆるアンダートリアージ、すなわち、実際は重症なのに、緊急度、重症度が一一九番通報の時点では低く判断されたと、こういうケースが多數あります。

して、例えは、一一九番通報の段階では震えとい

う八十二歳の女性が、病院到着時は心肺停止で呼

吸不全で亡くなっている。あるいは、発汗、熱感とい

うことで通報があった八十二歳の男性が、軽症とい

うふうに判断されましたが、やつ

が必要であるというふうに考えております。また、住民等への周知あるいは合意形成の必要性と

いうのも課題として指摘されております。

こういうことでございますので、今年度も引き

続ましてこういう課題を検証いたしまして、緊

度、重症度が高い事案により迅速な対応が可能となるように検討を進めてまいる所存でございます。

○小池晃君 これ、いろいろまだ問題山積だ

と思うんですね。

それから、救急車の有料化の問題についてもお

聞きしたいんですが、これもいろんな議論、検討

されたようですが、かなり前向きに検討さ

れていた横浜市なども、救急車の有料化は不適

だという結論を出しているようです。これはやつぱり経済力によって命の格差につながるような有

料化というのはやはり断じて私ども導入すべきで

ないというふうに考へているんですが、この問題

だという結論を出しているようです。これはやつ

ぱり経済力によって命の格差につながるよう有

料化というのはやはり断じて私ども導入すべきで

ないというふうに考へているんですが、この問題

こそやつぱり真っ先にやるべきことなんではないか。この検討会でもそういう指摘もされているようですね。

されども、やつぱりその供給力の強化とい

うことが今優先課題としてはまずあるのではないか

かと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○政府参考人(寺村映君) 御指摘いただきました

出場件数というのは十年間で六一%増してお

ります。地方公務員の数は微増にとどまつてお

ります。消防本部の財政事情も厳しい中ではございま

すが、十年間で約九%増加をしているところでございます。

しかししながら、現状におきましても、都市部を

中心に消防力の整備に関する指針に基づく救急隊

の配置基準を満たしていない消防本部もあること

でございますので、この基準の充足に向けて、指

針の充足に向けて取り組む必要があるというふう

に認識しているところでございます。

消防庁といたしましては、真に緊急を要する傷

病者への対応が遅れるものないよう、先ほど申

し上げました検討会、いろいろな検討会を開いてお

りますけれども、これを開催いたしまして総合的

な救急需要対策を示してきたところでございま

す。これらは、他の対策を講じてもなお十分でな

い場合には、救急行政の予算、体制の充実の検討を

行うとともに、有料化につきましても国民的な議

論の下で様々な課題について検討しなければなら

ないと、こういう御指摘をいたしております。

そういうことでございますので、まず有料化の

議論の前に、民間搬送事業者の活用とか救急車の

適正利用の呼び掛け、ポンプ隊との連携の推進な

どに全力を掲げていく所存であります。

○小池晃君 そのまま前にということで言います

と、先ほど答弁にもありましたけれども、要する

に救急体制の問題なんですよ。十年間で出動件数

は六五%増加しているのに対して、やつぱり救急

隊数の、言い換えれば救急車の数の増加はわずか

九%だと。六五%出動は増えているのに九%しか

増えていない。このギャップを埋めるということ

とがあるいは質問要領の完成に向けた更なる検討

啓蒙活動を通じて正していくことが基本的な考え方なんだろうと思います。

民間利用という話もさつきありましたけど、これは経済的な基盤もないんですね、診療報酬の手

当てなどないので、やっぱりそういうことも含めて大いに知恵を出していく必要があるのではないかと思います。

続いて、心肺蘇生のための自動体外式除細動器、AEDの問題をお聞きたいんですが、これは医療従事者以外も使用可能であつて、普及が進んで、今年四月一日現在で千七百四十一か所だと。子供さん、八歳未満の小児に対する使用については、昨年八月、ガイドラインができるまで使用できました。ところが、そのガイドラ

インでも、小児用パッドを用いるべきであるといふうにしていながら、小児用パッドがないなどの場合は、成人用パッドについて薬事法上の有効性、安全性確認されていないが、これを代用すると書いてあって、これちょっと違うんじゃないかなという感じがするんですよ。

医政局にお聞きしたいんですけど、まあ具体的にあれこれ言い出すと何かいろいろとややこしいことになるらしいんで、基本的な方向として小児用パッドをやっぱり普及していくという努力していく必要があるんじやないかと思うんですけど、その点いかがですか。

○政府参考人(松谷有希雄君) AEDの設置は次第に進んできておりますけれども、今委員御指摘のとおり、小児用につきましては昨年の八月のガイドラインで普及を図るよう努めているところでございます。必要に応じて小児用パッドを備えたAEDが設置されるということが大事だと思っておりまして、AEDの普及啓発協議会や関係者を通じて働き掛けておるところでございます。

根本的には小児用パッドが速やかに承認されるということが必要でございますので、そういう方面にも働き掛け、いずれにしても実際に救急のときにはすぐに助けられるような体制がより普及するという方向で努めていきたいと思っております。

す。

○小池晃君 やっぱり善意で助けようというとき

に、大人用のだと大きいから接触しちゃつてショートしたりとかいろいろトラブルが起こり得るわけですね。だから、やっぱりきちんと備えておくと。だから私、こういうのが備えあれば憂いなしと言ふんだと思うんですけども、きちっとやっておく必要があると思います。

しかし、ちょっと厚労省としては、これは普及啓発だという範囲の施策でしかない。それから、消防厅もあくまで普及啓発ということのようなんですが、これお値段が五十万円程度掛かるんで、なかなか設置者の善意だけに頼るのでは限界があるわけです。

そこで、経済産業省の方で全国の商店街にAED設置する経済産業省の方で全国の商店街にAED設置するために費用補助ということを今年度予算で決められたそうですが、どういう理由でこれをやられるのか、どの程度の規模を考えておられるのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(近藤賢二君) お答えを申し上げま

す。 先生御指摘の商店街でございますけれども、商店街は地域の多くの人々が集まる地域コミュニティーの場でございます。商店街に来られる方々、地域住民の方々にとって安全で安心な商店街を実現するために、中小企業庁では全国商店街振興組合連合会と協力をいたしまして、全国の商店街のAEDの設置促進を支援するということをしたところでございます。

具体的に少し申し上げますと、商店街の会員等を対象といたしまして救命講習会を実施することを条件といたしまして、その設置等に掛かる費用の半額を補助するということを考えております。来月下旬から募集を開始いたしまして、今後五年間ぐらいを重点的な整備期間と考えております。

具体的にはこれから申請が出てくるかに

いくかを考えまいりたいと思います。

○小池晃君 検討課題として受け止めていただい

たということで、是非お願ひしたいと思います。

救急体制の充実にとってドクターへリは重要な役割です。今から十六年前の九一年三月十三日

の衆議院の予算委員会の分科会で我が党の辻第一衆議院議員が取り上げまして、当消防厅長官

だつた木村仁さんが積極的に取り組みないと答弁をして以来、私たちとしても一貫して要求をしております。

ただ、商店街だけが安全、安心であつては、ほ

かのところだって安全、安心でなければいけないわけですから、これ大臣にお聞きしたいんですけども、これ経済産業省としてのこういう補助と

いうのは、経産省自身の文書にも国がAEDの整備に補助を行うのは今回が初めてだというふうに書かれていますが、やっぱり商店街にとどまらず、これを全国的に展開していく必要があるんじやないか。具体的にどうこうということを今おっしゃっていただかなくとも結構ですが、やっぱりこういう考え方で倣つてAEDの普及促進のために具体的な手立てを、これは正に厚労省がこの旗振りをやる責任があるお役所だと思いますの

で、やつていて必要があるんじやないかと思いま

すが、大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 厚生労働省といたしましては、これまで、AED普及啓発協議会を都道府県に置く場合のその協議会の設置について補助を行なう、またAEDの講習等について補助を行うというようなことで、今委員が御指摘のように、普及啓発という側面で補助を行つてきたところでございます。これまで全国でおよそ七万台のAEDが設置されて、量的には相当なテンポでもつて配備されているというふうに認識をいたしております。

○政府参考人(松谷有希雄君) ドクターへり、お医者さんが乗る救急用のヘリコプターでございま

すが、これにつきましては、交通事故や急病、災害などの発生時に直ちに医師等が同乗してヘリコプターで救急現場等へ出動して救急医療を提供するというものでございまして、もちろん状況にもよりますが、搬送時間の短縮化あるいは救急医

療に精通したお医者さんが救急現場等から直ちに救急医療を開始することができること、また救命救急センターなど救急医療機関に到着するまで継続的に必要な医療を行うことなどによりまして、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げると期待されているものでござります。

厚生労働省といたしまして、平成十三年度以降、都道府県がドクターへリを導入する際にその運営費の補助を行つてきたところでございます。○福島みづほ君 ドクターへりの必要性について

は、この厚生労働委員会の理事懇談会や様々な場面で説明や資料等をいたしました。

ドクターへりの必要性ということはよく分かるのですが、今日の委員会の中でも出ていますとおり、先ほど例えば足立理事や小池委員の方からもありましたが、ドクターへり以外の緊急医療体制としてどうしていくのか。それから、ドクターへり以外の緊急医療体制との整合性や、どこにお金を使うのか、税金使うのかという問題について、例えば出産した後亡くなつた女性のケースも含めて、日本の緊急医療体制あるいは根本的には医療体制に問題があるというふうに考えます。

ドクターへり以外の緊急医療体制としてどのようなものを考えてていますか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 救急医療体制は、まずそれを受け入れる医療機関の整備、ドクター等医療従事者の研修等があるという前提の下ですけれども、搬送について述べますと、各種の搬送手段を活用することによりまして、それによって医師等が速やかに処置を行うことができる体制を整えるということが救命率の向上あるいは後遺症の軽減に資するというふうに考えられるわけでございます。

手段をいたしましては、既に相當に普及してございますいわゆる救急車がござりますし、これにドクターが乗るドクターカーというもののがござります。また、ヘリコプターにつきましては、今厚生労働省で各都道府県が行つておりますドクター

ヘリについて補助を行つておりますけれども、これ以外にも消防庁の方で消防防災へりを所有されて、各地で消防防災へりが相当程度配備されるようになってきてござりますけれども、この救急患者搬送に用いるということも考えられるのではないかと思つております。

医師が同乗するかどうかということは、その地域、その病態にもよりますけれども、医師をどこで置くかということについては、その全体の効率

ということから、すべての例えれば救急車、あるいはすべてのヘリコプターにお医者さんを乗せるところでございます。

（）

いうのはむしろ非効率になると、お医者さんの使

い方としては非効率であるというふうにも考えられますので、必要なときにはお医者さんが同乗さ

れるということ、そしてまず速やかに搬送される

基礎体制があるということが大事なんではないか

というふうに思つております。

○福島みずほ君 搬送の体制ではドクターへりなど補助の対象となつてゐるわけですが、厚生労働省としては、緊急医療体制として厚生労働省は今後どの点に力を尽くしていきたいと考えていらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 搬送についてで申し上げますと、ドクターへりについて必要なものについて引き続き拡大する方向で、まだこれは普

及が足りないと思っておりますので、補助を引き

続々行つていただきたいと思つておりますし、ドク

ターへりについても、これはかねてより行つてござりますが、これについてもその配備増について

補助を行つていただきたいと思っております。

まあ、どこをと言われますと、それぞれ特徴がござりますので、それぞれの特徴に合わせて配備

がそれぞれの地域の特性もござりますので、行わ

れるというふうに考えておりまして、それが普及

しやすいような援助を行うということではないか

と思つております。

○福島みずほ君 これから提案されるであろうド

クターへりの仕組みについてお聞きをいたしま

す。

民間などの受入れ体制についてですが、これに

ついての国の責任、監督をどうお考でしよう

か。

○政府参考人(松谷有希雄君) 現行のドクターへ

りについて申しますと、現行のドクターへり事業

は基本的に都道府県知事の要請等を受けた救命救

急センターを所有する医療機関が運営を行つてい

るところがございまして、国いたしましては、都道府県を通じて予算補助を行つてあるほか、必

要に応じて技術的な助言、相談等を行つてあるところがございます。

○福島みずほ君 助成金などはどの程度の規模と

また、その当該医療機関には、都道府県等の自治体、地域の医師会、消防等関係機関から構成さ

れますと運航調整委員会が設置されておりまして、当委員会による地域住民への情報提供も行われて

いるところでございます。

厚生労働省としても、こうした取組に対しまし

て、必要に応じて助言等の支援を行なうほか、厚生

労働科学研究によりましてドクターへり事業の実

績及び評価結果を公表しているところでございま

して、今後とも適宜その情報公開に努めるなど、各般の対策をしてまいりたいと思つております。

○福島みずほ君 ちょっと答弁しにくいかもしれません

が、これから提案されるであろうドクターへりについてお聞きをしておきますが、新たにドク

ターへりについてもつと補助をしていく、それに

ついて法人、受入れ体制をつくるという仕組み

がありますけれども、ということとも考えられるわけですが、そうすると、その段階における國の責

任、監督はどうなるか、あるいはその法人の国民

への情報公開の必要性など、その点については厚

生労働省としてどのように監督をされていくの

か、あるいは国民の情報公開の要求、つまり厚生

労働省が直接やる事業ではなく法人がやる事業だ

と間接的にクッショング入りますから、そこが的

確、適正に行われているのかどうかということに

ついての厚生労働省としての担保はどう取られた

らよいとお考えでしようか。

○政府参考人(松谷有希雄君) まだ法案そのもの

は、案の段階ではいろいろお伺いをしております

けれども、確定的なことを現段階ではちょっと申

し上げるわけにはいかないかもしれません、助

成金交付事業を行なう法人に係る登録制度などを創

設するといったような場合には、当然ですけれども、適切な法人を選定する必要があると思います

から、例えばそれなりの基準を設定をするとか、

あるいは助成金がその法人から適切に交付される

ような何らかの必要な措置ということが必要にな

るのではないかと思つております。

○福島みずほ君 現状でもドクターへりについて

国と都道府県から補助がそれぞれ行つてていると思

いますが、その内訳は二分の一、二分の一とい

うことでよろしいわけですね。現行、へりについて

は、例えば都道府県が二分の一出せば、都道府県

が事業主体で、出した金額と同じ金額を国が出

すという形でドクターへりについて補助をしてい

らつてしまいますが、新たな仕組み、ドクターへり

について新たな仕組みをつくるということでは、

国、都道府県の補助あるいはその対象、項目の変

いうふうにお考えでしちゃうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) これはまだできていい法人がどのくらいお金を集めのかということ

とでござりますので、厚生労働省として答える立

場にはないと思ひますけれども、集められた資金

に基づいて公平公正な立場で交付されるというこ

とが基本ではないかと思ひます。その規模に

ついで今は今の段階ではちょっと分かりません。

○福島みずほ君 これから新しくできるであらう仕組みについてお聞きをしているわけですが、法

人ができてそこに助成金というものを交付してい

く、そうすると、それが適正かどうかとい

うこ

と、それは情報公開、資料の提供、報告などがこ

れは必要条件だというふうに考えますが、それに

ついて厚生労働省はどのようにやろうと、あるいはそ

こから資料提供がもしあれば、当然それは国民に

対して情報公開されるべきだと思いますが、その

仕組みについての厚生労働省の現段階における考

えをお聞かせください。

化はあるのでしょうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 委員御指摘のとおり、現行、ドクターヘリの導入促進という観点から、都道府県に対して財政面、支援を行っておりまして、国は二分の一の補助をしておるところで、上限がもちろんござりますけれども、二分の一補助をしているところでございます。

新しい制度ができた後どうなるかということについては、現時点ではまだありますけれども、今まで、この補助につきましては引き続き今の方針で進めることができたので、なかなかと思つております。

○福島みずほ君 社民党はドクターヘリを推進することにも、もちろんドクターヘリ以外の緊急医療体制を整備することにも大賛成、推進をしたいと考えています。ただ、今やっているドクターヘリに対する都道府県と国の補助では十分ではない、新たな仕組みとして、法人もつくつて助成金の交付事業をそこでやつてもらうという仕組みをもし考へるとすれば、なぜそれが必要なのかつまりに、ダイレクトに国と都道府県が従前どおり補助をする、それを充実させれば足りるようにも考えられるのですが、仕組みの問題としてどうお考えでしょうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) 従前の仕組みにつきましては、まだその必要性はあるのではないかと現時点では思つております。

今、新しい法案が考へられている段階のことをお伺いした範囲では、新たに助成金の交付事業といったようなものもその中で考へるといふことでござりますので、それが具体的にどの部分のどういうことに使われるのかというようなこと等を考慮しながら、ドクターヘリといったような事業をより国民の福祉の向上につながる、より普及するという方向で有効に使われるよう仕組みをつくつていくということに尽きるのではないかと思います。

○福島みずほ君 このドクターヘリに関して国と都道府県は補助をすると。そして、新たな仕組み

としては法人をつくつて助成金交付事業が始まる

と。その法人はもちろん厚生労働省の登録を受けわけですけれども、法人の数や中身について、まあまだ法案が出ていませんから厚労省として言いたくいと思いますが、どのようなイメージで考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(松谷有希雄君) まだ現時点ではちょっととなかなかお答えし難いものもあるかと思いますが、余りたくさんの法人が乱立をしてそれがばらばらに補助するというようなことは考えにくいのではないかと思います。当面一か所ぐらいの法人で、そこに集中してやる方が機能的ではないかとは思いますが、それは現段階では単なる感想でございますので、実際起きてからの話だと思います。

○福島みずほ君 ドクターヘリの推進と、それに對する都道府県と国の補助では十分ではなく、新たな仕組みとして、法人もつくつて助成金の交付事業をそこでやつてもらうという仕組みをついては大賛成で、新しい仕組みができることも大変いいことだと思います。ただ、どうしても、法人をつくつてそこが助成金交付事業をするといふふうになると、従来の補助では何が不十分なのか、あるいは法人の運営と、その法人が行うドクターヘリに対する施策が公平なのか、お金の使い道どうかという問題など、いろいろきちつと国民党も監視する、国会も監視する、厚生労働省も監視をする、情報を徹底してもらおうということが必要だと思います。また、ドクターヘリにおける救急医療体制とその他の緊急医療体制のバランス、お金の使い方、どうやって合理的にやるのかということも必要だと思います。

また、ドクターヘリは基本的に都道府県が計画を作る形で恐らくなると思いますが、必要としている、とても必要とする都道府県と余りそうでない都道府県と、あるいは都道府県の財政力もそうですが、現在、十道県十一機が運航するにとどまり、全国的に整備されるに至つております。

そこで、本案は、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るために特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与しようとするとあります。

次に、本案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律において、救急医療用ヘリコプターとは、救急医療に必要な機器及び医薬品を

上げ、あと緊急医療体制とドクターヘリについての推進をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長(鶴保庸介君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(鶴保庸介君) 次に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案に関する件を議題といたします。

本件におきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元に配付いたしております草案を本委員会から法律案として提出することに意見が一致しました。

まず、草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

救急医療用ヘリコプター、いわゆるドクターヘリは、事故、急病や災害等の発生時に、消防機関、医療機関等からの要請に対し、医師等がヘリコプターに搭乗して速やかに救急現場等に出動することができます、搬送時間の短縮のみならず、救急医療に精通した医師が、救急現場等から直ちに救命医療を開始し、高度な救急医療機関に至るまでの連続的な医療を行うことにより、救命率の向上や後遺症の軽減に顕著な実績を上げております。

政府は、平成十三年度よりドクターヘリ導入促進事業として、都道府県に対する補助事業を実施することにより、ドクターヘリの導入を進めておりますが、現在、十道県十一機が運航するにとどまり、全国的に整備されるに至つております。

第六に、民間からの寄附に基づく基金を設けて、全国的に助成金を交付する非営利法人を登録する制度を設けることとしております。

第七に、附則に検討条項を設け、政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法等の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の草案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

それで、本草案を救急医療用ヘリコプターを

備えたヘリコプターであり、かつ、救命救急センターにおいて、その医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されているものをいうこととしております。

第二に、この法律による施策は、救急医療用ヘリコプターにより速やかに救急医療を行う態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標としております。

第三に、厚生労働大臣は、医療法の基本方針に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとし、都道府県は、医療計画を定める場合に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、その目標等を定めるものとしております。

第四に、都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に関し、傷病者の状態等の連絡に関する基準の作成等のために関係者が協議する場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとしております。

第五に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に對する補助の制度を定めることとしております。

第六に、民間からの寄附に基づく基金を設けて、全国的に助成金を交付する非営利法人を登録する制度を設けることとしております。

第七に、附則に検討条項を設け、政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法等の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の草案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

それで、本草案を救急医療用ヘリコプターを

用いた救急医療の確保に関する特別措置法案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴保庸介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

足立信也君から発言を認められておりますので、これを許します。足立信也君。

○足立信也君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民の安心のための救急医療体制の確保に関する決議(案)

医療は、国民が安心して生活を送るための重要な基盤であり、とりわけ救急医療については、先般の医療法改正においても、都道府県が策定する医療計画に重点的に位置づけるとしており、国民の生命、健康を確保するために必要なものといえる。

昨今、医療制度改革、市町村合併等により、医療機関の集約化、救急業務の広域化が進み、関係省庁の連携も一層重要になりつつある。こうした中で、救急医療体制については、これまでも、初期、二次、三次の役割分担に基づいて系統的な救急医療の整備が行われるとともに、救急救命士制度の創設等により救急搬送体制との連携が推進されてきたところである。その一環として、政府は、平成十三年度よりドクターヘリ導入促進事業として補助事業を実施することにより、ドクターヘリの導入を進め

ているところであるが、現在、十道県十一機が運航するにとどまっている。

このような観点から、本委員会においては、運航するにとどまっている。

要な調査を含め、鋭意審議を行つていくものとする。

政府においても、こうした現状を踏まえ、次の事項をはじめとする救急医療体制に係る諸課題について検討を行い、必要な施策を講ずるべくする。

政府においても、こうした現状を踏まえ、次の事項をはじめとする救急医療体制に係る諸課題について検討を行い、必要な施策を講ずるべくする。

一、国民が安心して生活を送ることができるよう、引き続き、救急医療体制の整備に努めるべくする。

二、消防防災ヘリを含む救急患者搬送用のヘリコプター、ドクターカー等の搬送手段につきである。その際、隣接・近接する地方自治体間の連携・協力を留意すること。

三、いわゆるメディカルコントロール体制の一層の強化を図る等救急搬送と救急医療の連携に努めること。

四、救急搬送体制との連携も考慮しつつ、現行の救命救急センターの量的・質的充実を図ること。

五、救急医療体制に関わる従事者の確保のため、その育成について一層の強化を図ること。

六、都道府県の救急医療体制の確保について、予算面での支援を行うこと。

七、助成金交付事業を行つ法人に係る登録制度等を創設する場合は、適切な法人を選定するよう基準を設定し、助成金が適正に交付されるよう、必要な措置を講ずること。

八、傷病者の救命、後遺症の軽減等の観点から、救急医療用ヘリコプター等を用いた救急

医療等に関する研究を推進すること。

九、心肺蘇生法の普及等、引き続き、一般国民の救急医療に対する理解及び啓発に努めるこ

右決議する。  
以上でござります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(鶴保庸介君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴保庸介君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

〔参考〕

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案に対する修正案

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一号中「附則第八条」の下に「及び第九条第一項」を加える。

附則第九条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

附則第九条第一項を加える。

政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘

察し、この法律の公布後五年を目途として、准

介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(案)  
(目的)

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割的重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るために特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もって国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。

二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することができる場所に配備されていること。

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに装備した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送することのできる態勢を、地域の実情を踏まえつて全国的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に

関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁そ

の他の関係機関との連携及び協力が適切に図られる。

二 へき地における救急医療の確保に寄与すること。

三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

(医療法の基本方針に定める事項)

第四条 厚生労働大臣は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の第三第一項に規定する基本方針(次条第一項において「基本方針」という。)に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

(医療計画に定める事項)

第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項

二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院(以下単に「病院」という。)に関する事項

三 次条に規定する関係者の連携に関する事項

2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又是近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

(関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者

による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準

(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者道路管理者に代わってその権限を行う者を含む。)

その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。

(補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対して、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行なう法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「助成金交付事業」という。)に行なわれる事項

二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療

三 提供する病院(以下単に「病院」という。)に関する事項

法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てるこ

とを条件として政府及び都道府県以外の者がから出資された金額の合計額をもつてこれに充てるものであること。

二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行なうに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(報告又は資料の提出)

第十一条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(指導及び助言)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(登録の取消し)

第十三条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

二 第九条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

理由

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もつて国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資するため、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るために特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法大正十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生労働省令での委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生労働省令での委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生労働省令での委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生労働省令での委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

平成十九年五月十一日印刷

平成十九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇